

平成 2 5 年第 1 回山江村議会 3 月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	3 月 7 日	木	本会議	議 会 議 事 堂	午前 1 0 時	開 会 提案理由説明 質 疑 討 論 表 決
2	3 月 8 日	金	休 会	村 内 一 円	午前 9 時	現 地 調 査
3	3 月 9 日	土	休 日			
4	3 月 1 0 日	日	休 日			
5	3 月 1 1 日	月	休 会	議会委員会室	午前 1 0 時	議 案 検 討
6	3 月 1 2 日	火	休 会	議会委員会室	午前 1 0 時	議 案 検 討
7	3 月 1 3 日	水	休 会	議会委員会室	午前 1 0 時	議 案 検 討
8	3 月 1 4 日	木	本会議	議 会 議 事 堂	午前 1 0 時	一 般 質 問
9	3 月 1 5 日	金	本会議	議 会 議 事 堂	午前 1 0 時	質 疑 討 論 表 決 会

第 1 号

3 月 7 日 (木)

平成25年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成25年3月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 球磨郡障害認定審査会共同設置規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第 8 号 平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第 9 号 平成24年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第10号 平成24年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 発議第 1 号 T P P 交渉参加を行わないことを求める意見書案 |
| 日程第14 | 報告第 1 号 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会委員長中間報告 |
| 日程第15 | 発委第 1 号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第16 | 発委第 2 号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第11号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び |

		運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 18	議案第 12 号	山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 19	議案第 13 号	山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
日程第 20	議案第 14 号	山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
日程第 21	議案第 15 号	山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について
日程第 22	議案第 16 号	山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 23	議案第 17 号	「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 24	議案第 18 号	山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 25	議案第 19 号	万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 26	議案第 20 号	山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 21 号	山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 22 号	山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 23 号	山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 24 号	村道路線の廃止について
日程第 31	議案第 25 号	村道路線の認定について
日程第 32	議案第 26 号	平成 25 年度山江村一般会計予算
日程第 33	議案第 27 号	平成 25 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
日程第 34	議案第 28 号	平成 25 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
日程第 35	議案第 29 号	平成 25 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
日程第 36	議案第 30 号	平成 25 年度山江村特別会計介護保険事業予算
日程第 37	議案第 31 号	平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

日程第 38 議案第 32 号 平成 25 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
日程第 39 議案第 33 号 平成 25 年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算
日程第 40 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(9 名)

1 番 西 孝 恒 君	2 番 谷 口 予志之 君
3 番 中 竹 耕一郎 君	4 番 岩 山 正 義 君
5 番 田 原 龍太郎 君	6 番 秋 丸 安 弘 君
7 番 原 先 利 且 君	8 番 松 本 佳 久 君
9 番 山 本 義 隆 君	10 番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0 名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君	教 育 長 大 平 和 明 君
総 務 課 長 高 田 良 介 君	税 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君
産業振興課長 豊 永 知 満 君	健康福祉課長 山 口 美 敏 君
建 設 課 長 白 川 俊 博 君	教 育 課 長 中 山 久 男 君
会 計 管 理 者 福 山 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君
総 務 課 企 画 政 策 係 長 今 村 禎 志 君	

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成２５年第１回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は９名で、定足数に達しております。

１２月１４日の定例議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。主なものにつきましてご報告を申し上げます。

まず、私の常任委員会への所属につきまして、議長の職務遂行上、常任委員会への所属は適当でないとの判断から経済建設常任委員を辞退させていただきましたのでご報告申し上げます。条例に定める定数１０名の山江村議会は現在欠員１名の９名によって運営しています。そこで、常任委員会の構成は総務常任委員会４名、経済建設常任委員会４名で活動することになりました。１２月議会以降、昨日まで両常任委員会をはじめ議会運営委員会、議会広報編集特別委員会、株式会社やまへの経営支援に関する特別委員会等の委員会活動が活発に行われたところです。一部の委員会では後ほど委員長報告が行われます。

２０１１年３月１１日の東日本大震災から早くも２年が経過しようとしています。原発事故を含め大震災からの復旧、復興は遅々として進んでいないようですが、被害の甚大さを決して忘れることなく、またその早期復興を皆様とともに強く願いたいと思います。

以上を申し上げまして議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。なお、お手元に資料が配付されております。まず、人吉球磨広域行政組合議会、６番、秋丸安弘議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（秋丸安弘君） おはようございます。それでは、平成２５年度第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日程第１号の報告をさせていただきます。日時、平成２５年２月２７日、午前１０時より、クリーンプラザ大会議室でございました。日程第１、議席の決定については多良木町によります議員の辞職に伴い、補欠選挙によって、今回多良木町から源島議員のほうに再投票入りをされました。それと日程第４の議会運営委員の委員選出については、上地区について欠

員が出ましたので、金子議員のほうが選出されました。それでは、日程第6、議案第1号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第2号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置について、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第3号、熊本市町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については同文議決でございます。日程第9、議案第4号、平成24年度人吉球磨行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第5号、平成24年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第6号、平成24年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第7号、平成24年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費負担金の総額の補正について（第2号）でございます。今回はこのように7議案については可決いたしました。日程13から16議案につきましては、平成25年3月27日、午前10時より、また議会が開催されます。それまで2月28日から3月26日までを休会とし、3月27日にまた本年度の予算を一般会計から特別会計までの予算を審議することになっております。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、田原龍太郎議員。

○人吉下球磨消防組合議員（田原龍太郎君） おはようございます。平成25年第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が平成25年2月22日、午後2時から人吉下球磨消防組合の会場において開催されました。議事日程としまして、日程第3、議案第1号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について同文議決されました。議案第2号、平成24年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について352万円を追加し、9億1,794万6,000円とする。議案第3号、平成25年度人吉下球磨消防組合一般会計予算について、17億1,827万6,000円の予算が認定されました。

以上、3案について認定されたことを報告します。一般質問が1件ありました。人吉市議の村上議員から質問がされ、消防の整備について質問されました。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をお願いします。7番、原先利且議員。

○川辺川総合土地改良事業組合議員（原先利且君） おはようございます。

平成25年第1回川辺川総合土地改良事業組合議会定例会の報告をいたします。

平成25年2月20日、午前10時より会議室において1日限りとして開催されました。日程第4、議案第1号、平成24年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第3号）、補正前の額に6,150万7,000円、補正額ゼロ、計6,150万7,000円とするものであります。日程第5、議案第2号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。日程第6、一般質問、多良木町、久保田議員が登壇されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。村長。

○村長（横谷 巡君） 皆様、おはようございます。本日ここに平成25年第1回山江村議会3月定例会の招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

平成24年12月14日議会定例会以後の主な諸般の報告につきましては、皆様方お手元に配付しています資料にて報告とさせていただきます。

それでは、平成25年第1回山江村議会3月定例会のはじめにあたり、村政運営に対する基本的な姿勢と取り組む施策の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。国政におきましては、昨年12月に衆議院選挙が行われ、その結果、自由民主党、公明党が政権与党に復帰し、安倍内閣がスタートをいたしました。新政権においては、経済再生を最優先と位置づけ、金融緩和、財政出動、成長戦略、3つの基本方針を3本の矢と表現し、経済政策を進めており、予算編成の方針は15カ月予算の考え方で今年度的大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行するとされております。本村におきましても、こうした国や県の動向を迅速につかみながら、また機敏に対応しながらこれから具体的に発信される情報等を正確につかみ、公共事業等を中心とする経済振興策など、その波に乗り遅れないように対応し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。また一方で、本村の財政健全適正化を視野に入れた政策、産業振興、子育て支援、教育環境、福祉サービスの充実、災害に強い村づくりなどの取り組みが大変重要となります。限られた財源を身の丈に応じたものとし、住民生活の暮らしの中で優先順位の高い施策は何かをよく見極めながら安心な暮らし、活力の創造、未来への希望、3つのキーワードを基本とした村づくりに努めてまいりたいと考えています。ここで平成24年度の村政の各分野における主な成果について、若干触れさせていただきます。

まず、旧山江ごみ処理場の解体と跡地整備についてであります。昭和52年建設

以来25年間、平成14年クリーンプラザ稼働以降も9年間放置され続け、地元の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、関係者各位のご協力により、解体工事跡地の公園整備がすべて終わり、今後跡地の公園等を利用しての地域の活力ある発展を願うものであります。長い間の懸案事項等を解決することができました。各公民館の介護予防拠点施設として村内全16区の公民館のバリアフリー化やトイレ改修などの整備を行いました。これは介護予防につながる地域住民のよりどころとしての公民館拠点づくりの整備であります。それから地域密着型介護施設「黎明館」を誘致、開設いたしました。これは、既設の「黎明館」を改修して、人吉市の愛生会、外山病院の運営によって村民の地域に密着した介護福祉サービスを展開するものです。医療費の適正化については、本村は重症になってからの病院治療が多いことから早期発見、早期治療を心がけ、自分の健康は自分で守るという意識づけを図るため、予防特定健診の受診率の向上に努めました。一定の受診率は達成することができました。今後とも継続して受診率の向上に努めてまいります。農業振興におきましては、環境保全型農業の推進、クリなど果樹振興のための苗木及び肥料の補助、新規作物のミシマサイコなどの栽培拡大、有害鳥獣対策として駆除と防護柵を実施、箕原地区集落農道の改修工事を行いました。林業振興では、地域材活用促進支援事業として新築住宅への補助、作業道の開設、間伐材の補助、地域資源の活用と雇用の場の確保を図るための村有林伐採事業、特用林産物の有害鳥獣防護柵の設置を行いました。道路改良事業として日向瀬小山田線など3路線の改良工事、水無吐合線など2路線で防災対策事業を行いました。万江地区にコミュニティセンターと村営住宅10戸の建設を行いました。地域住民の交流と若者の定住促進を図るための住環境整備であります。入居希望者も3倍と大変多い申し込みがっております。防災関連では、5つの区で防災訓練の実施、山江型の地方分権ともいうべき、自立、自主的に事業を行う笑顔あふれる交付金事業では、全16区で地域の課題、実情に沿った事業を行っていただきました。大王神社付近へのトイレ設置要望に基づき、地元など関係者で協議を進め住環境整備事業でトイレを建設したところでございます。また西川内、蕨野団地に企業によるキクラゲ栽培が始まっております。子育て支援、教育の振興については、こんにちは赤ちゃん祝金の支給や不妊治療女性による子育て支援、小中学校における教育ICT活用の推進や確かな学力向上への取組み、小中学校対象の学習塾の開講などによって基礎学力の定着を図りました。また山江中学校女子ソフトボール部の全国大会出場への快挙は特出すべきものであり、長崎県対馬市と海山交流少年の船事業の実施、青年婦人会館の建設を行い、活動の拠点づくりをいたしましたところであります。このように村政の各分野において成果を上げられましたのも、ひとえに議員の皆様、村民の皆様のご支援とご協

力があつてのこととございまして、この場をお借りして感謝を申し上げます。

続きまして、平成25年度予算の概要について申し上げます。一般会計は総額27億円と対前年度比1億5,000万円の減、率にして5.3%の減であります。歳入の主なものは、地方交付税15億7,500万円、国庫支出金2億2,673万8,000円、県支出金1億8,845万3,000円と、いわゆる依存財源が73.1%となっています。国の方針により、平成25年度においては譲与税等の3.8%増となったものの普通交付税においては、2.2%の減となっています。歳出の主なものとしては、民生費、衛生費で9億7,541万9,000円と福祉部門で36.13%を占めている状況でございます。また、公債費におきましては、3億8,462万7,000円で14.25%となっていますが、平成25年度から元金償還の増となり、数年間ピークを迎えます。昨年度に比べ元利合わせますと約7,000万円の増となるわけですが、そのほとんどが過疎債であり、したがって過疎債においては、償還の7割が交付税措置となるわけですが、国の方針である2.2%の交付税の減についての細やかな指示が現段階で出ていないため、この分の計上ができない状況にあります。結果、特別交付税において、数年間の実績額に対しての7割程度に当たる7,500万円を今回計上した経緯であります。特別会計につきましては、国民健康保険事業ほか6会計で13億4,400万円と対前年度比3,500万円の増、率にして2.7%の増となっています。これらを合わせた予算総額は、40億4,400万円と対前年度比1億1,500万円の減、率にして2.8%の減となっています。

次に、これらの予算に基づき、平成25年度に取り組んでまいります主要施策について説明を申し上げます。まず、農林業の振興であります。全国的な農業従事者の減少、高齢化、不安定な農業所得、耕作放棄地の増加など厳しい状況の中、農業経営の安定と食料需給率の向上を図るため農業者個別所得補償制度による米、水田活用による所得補償交付金の活用、家畜排せつ物の適切な処理や有機質たい肥の農地還元を図る環境保全型農業の推進をしてまいります。畜産においても飼料高騰など厳しい経営が続いていますが、優良な子牛は比較的価格が安定していることから自家用保留牛助成、優秀成育導入助成等畜産振興を引き続き行ってまいります。ミシマサイコ、エゴマなど新たな新規作物の導入に対する支援、クリなど果樹振興対策のための総合的な制度の創設による助成、新規就農者や営農支援を行い、農用地の取得、施設機械の取得、農業機械の免許取得、農地の貸し借りへの助成などの支援を行ってまいります。有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており、駆除補助、防止施設など被害防止に取り組んでまいります。川辺川総合土地改良事業関係でございますが、昭和47年に組合を設立、多岐にわたり事業事務を行ってまいりまし

たが、平成15年度の利水控訴での国の敗訴など諸般情勢により、平成20年度から事業休止、事務量も減少し、平成25年1月25日付で県知事に組合解散の届け出を提出、受理され、平成25年3月31日付をもって正式に解散することが決定したところであります。今後、協議会に移行し、前体制とそん色がないよう組織形態など検討を行っているところでございます。これまでと同様に水を待つ農家に一日でも早く水が届けられますよう、引き続き、鋭意努力をしてまいりたいと存じます。

次に、林業振興についてであります。森林は水源涵養、地球温暖化防止、国土の保全など公益的機能を有しております。このような森林を将来にわたって守り育て、地球環境の保全と将来村の財政を支える重要な資産として残していくことは極めて重要なことであります。戦後、植栽されましたスギ、ヒノキは優に50年を超え、蓄積は重みを増し、立派な森林として成長しましたが、木材価格の低迷、林業従事者の激減、高齢化、間伐など手が届かず、荒廃した山林が増加の一途をたどっています。このまま放置すると有害鳥獣はますます増え、集中豪雨や台風による山崩れ、土砂流出など大きな災害の要因となります。まさしく山林の現状は喫緊の課題で、国上げて山を守り、育てる施策の早期実現を強く望むものであります。そのような中、村では森林整備計画、間伐促進計画に沿って、森林樹の保全と適正管理のため各種交付金や補助事業を活用し、作業道整備や間伐等を実施し、立木売払い収入の確保に努めてまいります。具体的な事業としましては、尾崎地区のう回路作業道工事への着手に入っております。村有林の皆伐事業や山林購入による循環型林業の推進による雇用の場の創出、林業従事者の社会保障充実、林業従事者、後継者育成を含め林業の知識や技術を取得するための研修経費、作業にかかる機材購入の一部助成を行っております。

福祉の振興であります。急激な少子高齢化の進展は人口構造の変化による労働力の減少や社会保障費の負担増加などの社会経済全体に与える影響が大きいことが懸念されます。本村においても出生者数は依然として減少傾向にあり、少子化対策は大きな行政課題となっています。合計特殊出生率は全国で8番、県下では1番となっているものの、このことは今までの本村が取り組んできた独自の子育て支援施策や住環境整備などが大きな要因に上げられます。子育て支援のための中学生までの医療費の無料化、インフルエンザ注射の助成、こんにちは赤ちゃん出生祝金など独自の施策を展開しておりますが、これらの事業は今後も継続して取り組んでまいります。なお、子育てに悩んだり、不安がったりするお母さん、妊娠、出産、育児と増えてきておりますので、この対策として子育て相談支援員の設置を考えているところでございます。

高齢者対策につきましては、第5期の高齢者福祉介護保険事業計画に基づき、施策を展開してまいります。2015年には今まで高齢者とは異なる社会状況のもとで現役世代を過ごしてきた団塊の世代が高齢者となるとともに高齢者の独居世帯及び高齢者夫婦のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれます。これら将来予測のもと高齢者が安心して暮らせるために介護保険事業など中長期的な安定的運営を確保することが必要となります。また高齢者も社会の一員としてその知識や経験を生かして社会に貢献していただくとともに、高齢者一人一人がいきいきと元気に健康で楽しく生活が送れるようお互いが支え合う地域活動が求められます。その取り組みとして地域見守りネットワークや介護予防拠点づくりとして整備しました各区の公民館での健康づくり、食生活改善事業、介護予防事業を進めてまいります。

健康づくりの推進であります。本村の1人当たりの医療費は県下でも高い水準で推移をしています。生活習慣病の予防、疾病予防を重視した取り組みの中で、特定健診、特定保健指導の重要性を住民の皆さまに訴え、一定の受診率の向上をみたところであります。このことは継続することが何よりも重要であり、それから成果は現れるものであります。健康づくりの起点は住民であります。行政が指導し、進めることも大事であります。何よりも住民自身が検診を受けることによって疾病の予防が図られることへの意識の醸成であり、自主的な動きとなるように導くことが鍵となります。この鍵の一つとなる組織に健康推進員を設置したいと考えています。長年実施してきました一斉消毒を平成24年度から取りやめました。農業集落排水施設の整備や合併浄化槽の設置により、住環境が飛躍的に向上したため、一斉消毒の役割が終わったとの判断からであります。この一斉消毒の実施に協力いただいていた衛生組合長、区長代理でございますが、この衛生組合長の主たる役割が変化したことから新たに健康推進員として組織替えを計画いたしております。この健康推進員の目的は、村民の予防医療のリーダーとして、健康意識を高め、健康受診者を増やすなど地域の健康づくり活動を積極的に推進することを目的としております。

消防、防災体制の整備であります。昨今の大地震など未曾有の大災害や集中豪雨、台風などは大きな被害をもたらし、消防、防災体制の整備充実が喫緊の課題となっています。地域防災計画の見直し、防災マップの作成、防災訓練の実施、自主防災組織の活動など進めてまいります。特に本村における消防、防災につきましては、村民の皆様の身体、生命及び財産を守り、安心して暮らせる村づくりを推進していく中で、非常時の消防団に対する村民の期待と依存度は極めて高いものがあり、火災や災害など緊急事態における消防団の果たす役割は非常に重要で、資材、機材や装備の充実を図るとともに、火災発生時の初期消火に資する機動力の整備は

言うまでもありません。そのような中、村内全分団の小型ポンプが十数年を経過し、部品の調達がままならず、維持修繕費もかさむ状況で、火災など非常時には万一起動しないことも考えられることから平成25年度におきまして、全分団の小型ポンプの導入を計画しているところでございます。

道路網と社会資本の整備であります。道路網の整備を図ることは、地域住民が安全で安心して暮らせる地域づくりのために極めて重要なことではありますが、事業実施にあたっては緊急度、優先度を十分勘案するとともに、投資的効果が高まる道路づくりと事業コスト縮減に努めてまいります。まず、村道整備であります。昨年度に引き続き、日向瀬小山田線ほか1路線、新たに上の段線の道路改良整備を行います。道路防災事業につきましては、急峻な山腹からの落石防護柵工事を宇那川鳥屋線など2路線で行います。道路維持補修事業では、山江錦線など8路線の舗装、補修修繕と番慶下払線のカーブ解消の調査、測量設計を行います。また村道の維持管理上、通行の妨げ、支障になる被り木の伐採も危険度の高いところから随時行い、落石等の除去作業もスピード感を持って対応いたします。村営永シ切団地の払い下げにつきましては、希望者が約50%という払い下げ希望でございますが、全国的にこのような払い下げ、部分的な払い下げというのは非常に珍しいと。原則的には一団地まとめて払い下げするのが方針であります。部分的にすることもできないことはないということで課題もありますが、今回この払い下げ方針に基づき、1期計画として上下水道及び住宅倉庫の解体分離工事10棟、20戸の工事の着工に入っております。

教育の振興についてであります。人が生きていくための知識の根幹は教育にあります。減少人口が続くわが国が生き残るためには将来を担う子どもたちの教育、優れた人材の育成が重要であり、教育は国家百年の計といわれるように厳しい時代だからこそ、教育に真摯に取り組むことが必要だと私は認識しています。厳しい時代だからこそ教育に取り組むことが必要だと思っています。新学習指導要領においては、変化の激しい社会に対応していかなばならない子どもたちに必要な力として知、徳、体のバランスのとれた力、すなわち生きる力の育成が柱とされています。本村の小中学校児童・生徒たちは心身ともに健やかに学習、スポーツに励んでいます。とりわけ山田小学校においては、平成23年度から教育ICT機器情報通信技術の活用実践に取り組み、その学力向上の効果は目覚ましいものがあり、あわせて今後ともICT活用の実践の先進校として推進してまいります。学力的にも全国の学力平均を超えております。あわせて万江小学校、山江中学校にも本年度ICT機器の導入を図り、均衡のとれたICT教育の推進を図り、それぞれが持つ特徴ある学力の向上にさらに努めてまいりたいと思います。いわゆるアナログ的な基本的な

教育のもとに先端の教育技術を使って導入することによって、本村の子どもたちの学力向上に努めてまいりたいと思っているところでございます。また三校連携のもと地域とともにある学校づくりをめざし、コミュニティスクールの指定を受け、地域に根差した愛される学校づくりを進めてまいります。小学校対象の夏休み学習塾、中学生対象の村営無料学習塾も継続して進めてまいります。また対馬市との海山交流少年の船事業は、今回は山江村を訪れていただき交流を深めます。学校現場における発達障害の児童を支援する学習支援員の設置、児童虐待や不登校児童、生徒などの対応としてスクールソーシャルワーカーの相談体制の充実にも努めてまいります。社会教育におきましては、身近な文化財保護の推進、新高校生の集いの開催、高齢者人口の増加に伴い、地域の老人クラブ等とも協議し、生きがい、楽しみ、健康づくりなどをテーマとした高齢者学級の開講を計画しています。

再生可能エネルギー、自然エネルギーの推進についてであります。東日本大震災による福島原発事故を起因として、今自然エネルギーへの転換取り組みが加速しています。本村におきましても次世代に引き継ぐ地球環境を守る取り組みとして、自然エネルギーの導入促進のため県の補助事業により役場前の体育館屋根に太陽光発電パネルの設置を行います。これは役場庁舎、ケーブルテレビなど非常時の代替電源として蓄電池による発電システムであります。また住宅用太陽光発電システム設置費の一部助成、公共施設の温暖化防止と光熱費の削減を図る取り組みとしてLED化の促進を行ってまいります。

緊急経済対策への対応であります。平成25年度当初予算で計上予定をしておりました合戦の峰橋の補修修繕と継続で実施している水無吐合線の防災事業を前倒しで計上し、さらに道路舗装面の修繕計画策定の一端として行う路面状況調査を実施し、計画的に道路修繕事業に取り組んでまいります。また味園涼松線など舗装修繕の実施、通学路の緊急合同点検による危険箇所の路側帯整備などの緊急経済対策による国庫補助金、交付金などの財源を活用し、効率的な施策の推進を図るため平成24年度の補正予算として計上をいたしております。今後においては、国の動向を注視し、補助金等について活用可能なものについて積極的に対応をしてまいります。

以上、平成25年度の予算概要、主要施策について申し上げます。本村を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況ではありますが、村民の皆様と行政が目標を共有し、将来を見据え、現場主義、村民目線を基本とし、限られた財源の中で身の丈に合った事業の創造に向けて全力を尽くしてまいります。終わりに議員各位、村民の皆様の格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして施政方針とさせていただきます。なお、今議会へ提案いたします議案は、条例、予算

等計 33 議案でございます。全議案とも慎重にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） これで、村長の行政報告あいさつが終わりました。

ただいまから平成 25 年第 1 回山江村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 117 条の規定によりまして、5 番、田原龍太郎議員、6 番、秋丸安弘議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。本件につきまして議会運営委員長の報告を求めます。4 番、岩山正義議員。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。それでは報告いたします。

平成 25 年第 1 回山江村議会定例会につきまして、去る 2 月 28 日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本定例議会全般について協議をいたしております。

決定しておりますことをご報告申し上げます。会期につきましては、本日 7 日から 15 日までの 9 日間としております。本日開会、提案理由の説明としておりますが、議案第 1 号から発議第 1 号につきましては、先議することとしておりまして、提案理由説明、質疑、討論、表決を行い、その後残りの議案について提案理由説明を行い、散会することとしております。8 日は休会で午前 9 時から現地調査を行うこととしております。9 日、10 日は休日。11 日から 13 日までの 3 日間は休会で議案検討としております。8 日目 14 日は一般質問で終了後、散会としております。発言の順序は通告順で、時間については質問、答弁あわせまして 60 分としております。9 日目、15 日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。なお、提案理由の説明につきましては、今回から要点を絞ってわかりやすく簡潔に行っていただくようお願いしております。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。日程第2、会期の決定については議会運営委員長報告のとおり、決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月30日限りで熊本県市町村総合事務組合から益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が脱退するに伴い、規約の一部変更が必要なため提案するものでございます。この件については議会の議決を要するため提案するものでございます。

以上でございます。

—————○—————

日程第4 議案第2号 球磨郡障害認定審査会共同設置規約の一部変更について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第2号、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

球磨郡障害認定審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。このことにつきましては、障害者自立支援法という法律がございましたが、これが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というふうになりました。お手元の次のページをご覧ください。ここに第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということから一部の改正をお願いするものでございます。

—————○—————

日程第5 議案第3号 平成24年度山江村一般会計補正予算（第8号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、議案第3号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第3号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

平成24年度山江村の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

それ1,352万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,234万円とするものでございます。内容につきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。それでは、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。款1村税、項1村民税から軽自動車税までございまして、今回659万9,000円を追加するものでございます。8地方交付税、1地方交付税3,273万9,000円を追加するものでございます。これにつきましては、特別交付税12月支給分です。12使用料及び手数料、使用料35万円を減額するものでございます。13国庫支出金、款1の国庫負担金から3の国庫委託金までございまして、88万6,000円を追加するものでございます。14県支出金、項の県負担金から県補助金までございまして24万円を減額するものでございます。財産収入、1財産運用収入34万6,000円を追加するものでございます。それから寄附金、1の寄附金90万円を追加するものでございますが、これにつきましては、ふるさと応援寄附金でございまして。それから繰入金4,000万円を減額するものでございます。19諸収入、1の延滞金加算金及び過料から雑入までございまして64万2,000円を追加するものでございます。20村債、1村債1,200万円を追加するものでございます。次のページをお願いいたします。補正前の額31億5,881万8,000円に1,352万2,000円を追加しまして、31億7,234万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。款、項、補正額を説明申し上げます。議会費、1議会費466万9,000円を減額するものでございます。これは議員報酬ほかでございまして。2総務費、項1総務管理費から4の選挙費までございまして、2,687万4,000円を減額するものでございます。3民生費、項1社会福祉費から2の児童福祉費までございまして、123万2,000円を追加するものでございます。4衛生費、保健衛生費1,729万8,000円を減額するものでございまして、これにつきましては、予防費、環境整備費等の減額でございまして。5農林水産業費、1農業費、2林業費でございまして、3万4,000円を追加するものでございます。6商工費、1商工費2万円を追加するものでございまして。7土木費、項1土木管理費から3の住宅費までございまして、3,201万5,000円を追加するものでございます。特に道路橋梁費に社会資本等の工事費を計上しております。8消防費、1消防費85万円を減額するものでございます。次の

ページをお願いいたします。９教育費、１の教育総務費から５の保健体育費までございまして、５４４万７、０００円を減額するものでございます。１０災害復旧費、１災害公共土木施設災害復旧費３３万６、０００円を減額するものでございます。１１公債費、１公債費２１万円を追加するものでございます。１２予備費、１予備費３、５４８万５、０００円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額３１億５、８８１万８、０００円に１、３５２万２、０００円を追加し、３１億７、２３４万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。地方債の補正でございまして、第２表、追加としまして、起債の目的、国の補正予算事業でございます。限度額１、２００万円、起債の方法、普通貸し付けでございます。利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第６ 議案第４号 平成２４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第３号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第６、議案第４号、平成２４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第４号、平成２４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）について説明申し上げます。

平成２４年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）は次に定めるところによる。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４、５６１万８、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億８、９０９万円とするものでございます。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第４号についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１表 歳入歳出予算補正、歳入でございまして。第１款国民健康保険税は一般被保険者国民健康保険税を８７２万円減額するものでございます。第３款国庫支出金、第１項療養給付費負担金、特定健康診査負担金あわせまして１、４０６万１、０００円を追加するものです。第２項財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金あわせまして３１９万４、０００円を減額するものです。第４款療養給付費交付金、退職者、被保険者当分交付決定額によりまして１９６万１、０００円を追加するものでございます。第６款県支出金、第１項療養給付費交付金、特定健康診査等負担金あわせまして１７万円を減額とするものです。第２項財政調整交付金１、４０１万２、０００円を追加するものです。第７款共

同事業交付金、交付決定額によりまして2,603万9,000円を追加するものです。第9款は繰入金です。歳入合計、補正前の額5億4,347万2,000円に4,561万8,000円を追加し、5億8,909万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費は財源内訳の変更でございます。第2款保険給付費、算定見込み額によりまして一般被保険者療養給付費等4,802万1,000円を追加するものです。第3款から第6款までは財源内訳の変更です。第7款共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政安定化事業拠出金決定額によりまして927万円を減額するものです。第8款保険事業費、不用額によりまして87万6,000円を減額するものです。第11款諸支出金、一般被保険者保険税還付金等29万5,000円を追加するものです。第12款予備費744万8,000円を追加するものです。歳出合計、補正前の額に5億4,347万2,000円に4,561万8,000円を追加し、5億8,909万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第7 議案第5号 平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算
(第5号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第5号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第5号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）について説明申し上げます。

平成24年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 議案第5号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。歳入合計、既定の額1億2,954万9,000円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出。歳出の主なものは人件費の減額でございます。歳出合計、既定の額1億2,954万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第8 議案第6号 平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第4号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第6号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第6号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）。

平成24年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。内容につきましては、建設課長から申し上げます。

○議長（松本佳久君） 建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第6号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。歳入合計、既定の額1億6,633万4,000円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出。歳出の主なものは確定申告による消費税確定に伴う不用額の減額でございます。歳出合計、既定の額1億6,633万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第9 議案第7号 平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算
（第3号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第9、議案第7号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第7号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について説明申し上げます。

平成24年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第7号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入は既定の額4億9,114万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費、これは認定ソフトバージョンアップに伴うシステム改修費26万3,000円を追加するものでございます。第2款保険給付費、地域密着型介護サービス給付費75万円を減額

し、高額介護サービス等費 75 万円を追加するものでございます。第 8 款予備費 26 万 3,000 円を減額とするものでございます。歳出合計は 4 億 9,114 万 3,000 円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 10 議案第 8 号 平成 24 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第 3 号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、議案第 8 号、平成 24 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 3 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 8 号、平成 24 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

平成 24 年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 115 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,109 万 2,000 円とするものでございます。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第 8 号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。第 1 款後期高齢者医療保険料は特別徴集保険料、普通徴集保険料あわせまして 115 万 3,000 円を減額するものでございます。歳入合計は補正前の額 3,224 万 5,000 円から 115 万 3,000 円を減額し、3,109 万 2,000 円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、被保険者保険料負担金を 115 万 3,000 円減額するものでございます。歳出合計、補正前の額 3,224 万 5,000 円から 115 万 3,000 円を減額し、3,109 万 2,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 11 議案第 9 号 平成 24 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第 2 号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 11、議案第 9 号、平成 24 年度山江村特別会計

ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第９号、平成２４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）について説明いたします。

平成２４年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３８９万５,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５,６２９万４,０００円とするものでございます。内容につきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（松本佳久君） 総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第９号についてご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。第１表 歳入歳出予算補正、歳入。款分担金及び負担金、これにつきましては、アンテナ改修の負担金の３８９万５,０００円の減額分でございます。歳入合計で補正前の額６,０１８万９,０００円から３８９万５,０００円を減額しまして５,６２９万４,０００円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。１総務費、総務管理費８４万１,０００円を減額するものでございます。消費税９５万円、それと委託料に１０万９,０００円を追加するものでございます。２ケーブルテレビ事業費、ケーブルテレビ事業費３８９万５,０００円の減額でございます。これにつきましては、アンテナ改修工事分でございます。４予備費、１予備費８４万１,０００円を追加しまして、歳出合計６,０１８万９,０００円から３８９万５,０００円を減額しまして、５,６２９万４,０００円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第１２ 議案第１０号 平成２４年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第２号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１２、議案第１０号、平成２４年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第２号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第１０号、平成２４年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第２号）について説明いたします。

平成２４年度山江村の特別会計工業用地等造成事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291万5,000円とするものでございます。内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 総務課長。

○総務課長（高田良介君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入。款3の財産収入、項1財産運用収入でございまして、土地建物貸付料60万9,000円を追加するものでございます。歳入合計230万6,000円に60万9,000円を追加しまして、291万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出。款2予備費、項1予備費、予備費に60万9,000円を追加するものでございます。歳出合計230万6,000円に60万9,000円を追加しまして、291万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第13 発議第1号 TPP交渉参加を行わないことを求める意見書案

○議長（松本佳久君） 次に、日程第13、発議第1号、TPP交渉参加を行わないことを求める意見書案を議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。6番、秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。発議第1号、平成25年2月28日。山江村議会議長、松本佳久様。提出者、山江村議会議員、秋丸安弘。賛成者、山江村議会議員、田原龍太郎。TPP交渉参加を行わないことを求める意見書案。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条により提出いたします。提出の理由といたしまして、TPPはわが国の将来に向けた農業振興、食料自給への意欲を削ぐものであり、非関税障壁により成り立っているわが国の医療制度、医薬品、知的財産、食品安全基準、公共調達、共済制度など分野において本村に大きな影響を及ぼすことからTPP交渉参加を行わないよう要請するものであります。

以上、報告終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で、先議依頼のありました議案について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ここで議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午後 1 時 30 分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

—————○—————

○議長（松本佳久君） 先議依頼のありました議案第 1 号から議案第 10 号、並びに議案第 1 号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。発言については、会議規則第 53 条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いします。また会議規則第 54 条、同一議題の質疑の回数は 3 回の規定と同規則第 55 条、発言時間の制限は 60 分の規定はお守りいただきますよう、お願いいたします。

それでは、日程第 3、議案第 1 号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 3、議案第 1 号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第 4、議案第 2 号、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 4、議案第 2 号、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しまし

た。

次に、日程第5、議案第3号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では、議案第3号、一般会計補正予算につきまして、1件だけ質疑をしたいと思います。23ページ、環境整備費の中の、いわゆる旧ごみ処理場跡関係の補正予算であります。今回の工事請負費用としてありますし、また活性化交付金に371万8,000円計上してあるわけですが、恐らく変更契約で増額工事はされたんだと思うんですが、増額工事をされた工事の中身と増額の金額についてお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、お答えをいたします。まず、変更工事の内訳でございますけどもアスファルト舗装が717平米増加をしております。そのほか電気設備等の変更が少しございます。主なものはアスファルト舗装でございます。まず当初の契約が2,639万1,750円でございます。設計による変更契約額が3,964万4,850円でございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 変更後の契約は3,900。もう一回、すみません。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 変更後の契約額が3,964万4,850円でございます。増額の489万952円増額でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 健康福祉課長、その変更後の金額、ちょっと違うと思うんですが、もともと予算が3,500万円しかないわけですから、そんな3,900万円の変更契約あるわけないですよ。たぶん2,900万円の間違いでしょ。はい、わかりました。

以上で終わります。

○議長（松本佳久君） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） 大変失礼いたしました。これについては、変更設計額でございました。先ほど申しました3,964万4,850円は、変更設計額でございました。失礼しました。変更の額は489万950円の増額の契約でございます。失礼しました。

○議長（松本佳久君） 発言は挙手をしてお願いします。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第5、議案第3号、平成24年度山江村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第4号、平成24年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第5号、平成24年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第6号、平成24年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第7号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第9、議案第7号、平成24年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第8号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第10、議案第8号、平成24年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１１、議案第９号、平成２４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１１、議案第９号、平成２４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１２、議案第１０号、平成２４年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１２、議案第１０号、平成２４年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１３、発議第１号、ＴＰＰ交渉参加を行わないことを求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１３、発議第１号、ＴＰＰ交渉参加を

行わないことを求める意見書案は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 4 報告第 1 号 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 4、報告第 1 号、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告を議題とし、委員長の報告を求めます。1 番、西孝恒議員。

○1 番（西 孝恒君） 報告第 1 号、平成 2 5 年 3 月 7 日。山江村議会議長、松本佳久様。株式会社やまえの経営支援に関する調査検討特別委員会委員長、西孝恒。株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告。平成 2 4 年第 6 回山江村議会 9 月定例会において設置されました株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会につきまして、以下のとおり委員会を開催しておりますので報告いたします。

平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日、第 1 回委員会を開催し、調査検討の具体的な内容や委員会の進め方等について協議をし、株式会社「やまえ」から経営に関する資料の提出を求めることを決定しております。

平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日、第 2 回委員会。株式会社「やまえ」から提出されました資料をもとに経営分析を行い、問題点の整理を行っております。また第 3 回目以降の委員会では関係者の説明が必要との意見から参考人の招致を決定しております。

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日、第 3 回委員会。これまで提出されました委員会に関する資料をもとに委員会で出されました質問などにつきまして、株式会社「やまえ」の支配人及び部長に出席いただき、詳しい内容をお聞きしております。

平成 2 5 年 1 月 2 5 日、第 4 回委員会。第 3 回目の委員会で聞き取った内容で解明できなかった問題点や必要な資料の追加提出を求め、再度説明を受けております。

平成 2 5 年 2 月 8 日、第 5 回委員会。これまで提出いただいた資料及び説明に基づき、売り上げの状況、経費の状況、赤字の原因究明、さらには人事関係等の経営分析を行い、問題点につきまして支配人を交えて検討を行った結果、株式会社「やまえ」の諸問題につきまして、委員会と株式会社「やまえ」の見解が一致したところでございます。

以上のように、これまで株式会社「やまえ」の協力を得て 5 回の委員会を開催し、経営に関する分析を行い、問題点を整理してまいりましたが、本委員会は株式会社「やまえ」の経営支援を目的として経営再建に向けた支援策を提案するため継

続して調査検討を行うことといたしております。

以上、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告いたします。

-----○-----

日程第 15 発委第 1 号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 15、発委第 1 号、山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。4 番、岩山正義議員。

○4 番（岩山正義君） 発委第 1 号、平成 25 年 3 月 7 日。山江村議会議長、松本佳久様。提出者、議会運営委員長、岩山正義。山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条の 2、第 5 項及び山江村議会会議規則第 13 条、第 2 項の規定により提出します。提出の理由。地方自治法の改正により、山江村議会会議規則を改正する必要があるため。2 枚目、3 枚目に改正する規則を添付しております。4 枚目、5 枚目に新旧対照表を添付しております。

以上でございます。

-----○-----

日程第 16 発委第 2 号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 16、発委第 2 号、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。4 番、岩山正義議員。

○4 番（岩山正義君） 発委第 2 号、平成 25 年 3 月 7 日。山江村議会議長、松本佳久様。提出者、議会運営委員長、岩山正義。山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条の 2、第 5 項及び山江村議会会議規則第 13 条、第 2 項の規定により提出します。提出の理由。地方自治法の改正により、山江村議会委員会条例を改正する必要があるため。2 枚目に改正する条例を添付しております。3 枚目に新旧対照表を添付しております。

以上です。

-----○-----

日程第 17 議案第 11 号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 17、議案第 11 号、山江村指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 11 号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。このことにつきましても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行、いわゆる地域主権推進一括法という法律ができまして、国で定めていたものを市町村でそれぞれ定める必要があるということについての条例の制定でございます。

—————○—————

日程第 18 議案第 12 号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 18、議案第 12 号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 12 号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

これにつきましても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律との施行に伴う、いわゆる地域主権推進一括法に基づき、国が定めていたものを市町村で定めることが必要になったための条例の制定でございます。

—————○—————

日程第 19 議案第 13 号 山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 19、議案第 13 号、山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 13 号、山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。

このことにつきましても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う地域主権推進一括法に基づ

き、国が定めていたものを市町村で定める必要があるための条例の制定でございます。

—————○—————

日程第 20 議案第 14 号 山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 20、議案第 14 号、山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の提案説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 14 号、山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について。

このことにつきましても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う地域主権推進一括法に基づき、国で定めていたものを市町村で定める必要があるための条例の制定でございます。

—————○—————

日程第 21 議案第 15 号 山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 21、議案第 15 号、山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 15 号、山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてでございますが、このことにつきましても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い地域主権推進一括法の公布に伴って、この水道関係についても村の条例で定める必要があるため提案するものでございます。

—————○—————

日程第 22 議案第 16 号 山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 22、議案第 16 号、山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 16 号、山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、いわゆる石倉であります。石倉を改修し、農林産物の

集出荷貯蔵施設として利用をしていますが、民間の企業の方、物産館ゆっくり、その他利用者が増えてきております。この施設の管理に伴う、設置管理条例がありませんでした。今回管理条例を決めて運営をするものでございます。

—————○—————

日程第 2 3 議案第 1 7 号 「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 3、議案第 1 7 号、「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 1 7 号、「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、旧山江ごみ処理場の解体後の跡地整備で公園化をいたしました。これにかかわる管理運営の条例制定でございますが、この「ふれあいパークみのぼる」の名称につきましては、地元との協議、地元との提案等によって、地域の交流、憩いの場所として「ふれあいパークみのぼる」といたしました。それに伴う条例の制定でございます。

—————○—————

日程第 2 4 議案第 1 8 号 山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 4、議案第 1 8 号、山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 1 8 号、山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、ご承知のとおり、平成 2 5 年 3 月 3 1 日付で川辺川総合土地改良事業組合が解散することになっております。この事務所を山江村へ同文議決で決定いただき、山江村の所有となってまいります。その後の利用について山江村はいち早く、この北部台地の農業振興のために川辺川総合土地改良事業によって農地造成等に取り組んできた経過がございます。そういったことから、やはり今後は農業が疲弊したとは言え、農業の明日を考えたときに農業の振興のためになる、そして農業をされる営農の方、あるいは後継者等も含めて研修等ができる施設として使ったらいいいということから農業振興のための山江村アグリセンターとしての設置及び管理に関する条例の制定を提案するものでございます。

—————○—————

日程第 25 議案第 19 号 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 25、議案第 19 号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 19 号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。

このことにつきましては、万江地域住民の交流を図るための万江コミュニティセンターの建設に伴い、設置管理の条例の制定が必要なため条例の制定を提案するものでございます。

—————○—————

日程第 26 議案第 20 号 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 26、議案第 20 号、山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 20 号、山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということに改正されたのに伴い、本村の重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

—————○—————

日程第 27 議案第 21 号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 27、議案第 21 号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第 21 号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行、いわゆる地域主権推進一括法に基づき、国で定めていたものを市町村で定める必要があるための条例の制定でございます。

—————○—————

日程第 28 議案第 22 号 山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第28、議案第22号、山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第22号、山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今般の社会情勢にかんがみ、今まで奨学金の返済を就学終了後すぐに返済しなければならないというふうになっていましたけれども、やはり学校を卒業してすぐ就職して払うというのは、いろいろ初期の経費もかさむということから就学終了後、6カ月後から返済をするというふうに改正の提案をいたすものでございます。

-----○-----

日程第29 議案第23号 山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第29、議案第23号、山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第23号、山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、現在の資料館の運営状況、また現状を考えたときに住民が利用しやすい入館料及び使用料へ改定する必要があるということから条例の一部を改正するものでございます。お開けいただきまして2枚目をご覧ください。上のほうが今ですね、下のほうが改正後ということで、例えば個人の場合、小学、中学生が100円、高校、大学生、一般が300円を高校生以下無料、一般が200円、それから団体、小学、中学生が70円、高校、大学、一般が210円、15人以上を一般150円、20人以上というふうに改正する条例の提案でございます。

-----○-----

日程第30 議案第24号 村道路線の廃止について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第30、議案第24号、村道路線の廃止についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第24号、村道路線の廃止について。

村道路線の廃止については、道路法第10条、第3号の規定により、議会の議決を得る必要があるので提案するものでございますが、開けていただきまして、1ページをご覧ください。廃止路線が4本、路線名で旧小山田人吉線、新小山田人吉線、合戦の峰西簗原線、日向瀬小山田線、この4本を廃止するものでございます。

-----○-----

日程第31 議案第25号 村道路線の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第31、議案第25号、村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第25号、村道路線の認定について。

村道の路線の認定につきましては、道路法第8条、第2項の規定により、議会の議決を得る必要があるので提案するものでございます。開けていただきまして、説明申し上げました廃止路線を廃止して、新たに認定するというものでございまして、路線名が小山田人吉線、新小山田人吉線、合戦の峰本城線、日向瀬小山田線ということで4路線の認定をお願いするものでございます。

—————○—————

日程第32 議案第26号 平成25年度山江村一般会計予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第32、議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算について説明いたします。

平成25年度山江村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億円と定める。前年度が28億5,000万円でした。対前年度比1億5,000万円の減、率にしまして5.3%の減でございます。一時借入金第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算、歳入。款、項、金額です。1 村税、項1 村民税から5の入湯税までございまして、金額が1億9,308万4,000円でございます。2 地方譲与税、1 地方揮発油譲与税から3 地方道路譲与税までございまして3,630万1,000円でございます。3 利子割交付金、1 の利子割交付金50万円でございます。4 の配当割交付金、1 配当割交付金10万円です。5 株式等譲渡取得割交付金、1 株式等譲渡割所得交付金3万円でございます。6 自動車取得税交付金、1 自動車取得税交付金400万円でございます。7 地方特例交付金、1 地方特例交付金570万円でございます。8 地方交付税、1 地方交付税15億7,500万円ございまして、普通交付税が15億円、特別交付税が7,500万円です。9 交通安全対策特別交付金、1 交通安全対策特別交付金80万円です。10 地方消費税交付金、1 地方消費税交付金1,700万円でございます。

次のページをお願いいたします。11 分担金及び負担金、負担金でございまして、保育料ほかでございまして2,505万9,000円です。12 使用料及び手数料、1の使用料、2の手数料合計で4,285万3,000円です。これは住宅使用料ほかでございまして、13の国庫支出金、1国庫負担金から3の国庫委託金までございまして、金額としまして2億2,673万8,000円でございます。国庫負担金につきましては、地方道路整備臨時交付金、それから3の国庫委託金につきましては、参議院議員の選挙費委託金でございまして、14 県支出金、1の県負担金から4の県交付金までございまして、金額としまして1億8,845万3,000円でございます。負担金につきましては、保育園運営費、それから障害者福祉負担金等でございます。補助金につきましては、再生可能エネルギー補助金、林業費補助金等でございます。委託金につきましては、県税徴収の事務の委託金でございます。15 財産収入、1財産運営収入から財産売却収入までございまして、金額としまして2,499万8,000円でございます。寄附金、1寄附金30万円、17 繰入金、1繰入金6,000万円、18 繰越金、1繰越金1億1,544万6,000円。

次のページをお願いいたします。19 諸収入、1の延滞金加算金及び過料から10の雑入までございまして、金額が1,133万8,000円でございます。20 村債、1村債1億7,230万円でございます。歳入合計27億円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。款、項、金額。1 議会費、項の議会費5,965万2,000円でございます。2 総務費、1の総務管理費から6の監査員費までございまして、合計の4億5,807万円でございます。それから総務管理費につきましては、太陽光パネル設置工事等でございまして、それから選挙費におきましては、参議院選挙の費用でございまして、3 民生費、1社会福祉費から災害救助費までございまして、合計の6億3,065万6,000円でございます。扶助費、福祉費につきましては、扶助費が主でございまして、それから4 衛生費、保健衛生費3億4,476万3,000円でございます。子育て支援事業、健康増進事業等の費用でございまして、5 農林水産業費、1農業費から2の林業費でございまして、合計の3億2,458万8,000円でございます。新規作物の導入、主要の支援の金額、それと果樹振興という項目を新設いたしました。林業費におきましては、林業従事者の社会保障の充実のための費用、それと尾崎地区のう回路の新設を計上しております。6 商工費2,640万5,000円、7 土木費、1の土木管理費から3の住宅費までございまして、1億7,811万8,000円でございます。道路橋梁費におきましては、村道改良維持新設等を計上しております。住宅費につきましては、北永シ切団地の住宅の分棟工事も計上しております。8 消防費、1消防費1億958万9,000円、小型ポンプの購入を計上しております。9 教育費、1の教

育総務費から５の保健体育費までございまして、１億６,９５１万円でございます。主なものにつきましては、教育総務費のスクールソーシャルワーカーの利用、活用。それからＩＣＴ環境の整備等でございます。災害復旧費、１公共土木施設災害復旧費２５０万円、それから１１公債費、１公債費３億８,４６２万７,０００円、１２予備費、１予備費１,１５２万２,０００円でございます。合計の２７億円でございます。

次のページをお願いいたします。地方債でございます。第２表 起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございます。臨時財政対策債１億４００万円、道路新設改良事業費３,９８０万円、公営住宅建設事業２５０万円、消防施設整備事業１,１００万円、教育ＩＣＴ環境整備事業１,５００万円、起債の方法につきましては、普通貸付でございます。利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第３３ 議案第２７号 平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３３、議案第２７号、平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第２７号、平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業予算について説明申し上げます。

平成２５年度山江村の特別会計国民健康保険事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５億１,０００万円と定める。前年度が４億８,５００万円でございます。対前年度比２,５００万円の増、率にして５.２％の増でございます。一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は５,０００万円と定める。

以上でございます。内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第２７号についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１表 歳入歳出予算、歳入でございます。第１款国民健康保険税は一般被保険者、退職被保険者等国民健康保険税の平成２５年度見込み分を計上するものでございます。第２款使用料及び手数料は督促手数料です。第３款国庫支出金、第１項は療養給付費、高額医療費共同事業、特定健診等負担金、第２項は財政調整交付金等を計上するものです。第４款療養給付費交付金、

退職被保険者等分療養給付費交付金です。第5款前期高齢者交付金5,899万4,000円を計上するものです。第6款県支出金、第1項高額医療共同事業負担金、特定健診等負担金です。第2項は財政調整交付金でございます。第7款共同事業交付金、これは高額医療費、保険財政共同安定化事業交付金を計上するものです。第8款財産収入は基金積立利子です。第9款繰入金は一般会計繰入金です。第10款繰越金、前年度からの繰越金です。第11款は諸収入です。歳入合計5億1,000万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費、第1項は国保事務の一般管理費、第2項は国保税の賦課徴収経費、第3項は国保事業の運営に関する重要事項の審議するための経費、第4項は国保制度の趣旨普及に係る経費、第5項はレセプト点検による再審査請求等に係る経費の計上でございます。第2款保険給付費、主なものは被保険者の疾病及び負傷に関する療養の給付等3億243万8,000円を計上するものでございます。第3款後期高齢者支援金等、後期高齢者医療制度の約4割を現役世代の各医療保険者が負担することからその支援金を計上するものでございます。第4款前期高齢者納付金、国保被保険者保険間の医療費負担の不均衡を調整するため65歳から74歳までの被保険者を対象とした医療費負担を調整する納付金として計上するものでございます。第5款老人保健拠出金7万3,000円を計上するものです。第6款介護納付金、介護保険第2号、被保険者に係る介護保険のための納付金を計上するものです。第7款共同事業拠出金、高額医療費保険財政共同安定化事業に係る拠出金です。第8款保険事業費、被保険者の健康の保持増進のため必要な事業を行うための経費を計上するものでございます。第9款基金利子、基金積立金、基金利子の積立でございます。第10款は公債費でございます。第11款諸支出金、被保険者の過年度分保険税の還付金、国保負担金の超過交付額の返還金として計上するものでございます。第12款は予備費でございます。歳出合計5億1,000万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第34 議案第28号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第34、議案第28号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第28号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業予算について説明をいたします。

平成25年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,600万

円と定める。前年度が１億１，６００万円でございました。対前年度比２，０００万円の増、率にして１７．２％の増でございます。一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１，０００万円と定めるものでございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第２８号について説明いたします。

１ページをご覧ください。第１表 歳入歳出予算、歳入。１分担金及び負担金、加入者負担金の計上でございます。２使用料及び手数料、現年度過年度分使用料の計上でございます。５財産収入、基金利子の計上をいたしております。６繰入金、一般会計からの繰入金を計上しております。７繰越金、平成２４年度からの繰越金を計上いたしております。８諸収入、過料及び雑入を計上しております。歳入合計１億３，６００万円でございます。

２ページをご覧ください。歳出。１総務費、人件費等の計上をいたしております。２簡易水道事業費、施設の維持管理費及び施設整備費等を計上いたしております。それから３積立金、基金への利子積立金の計上でございます。４公債費、元金及び利子償還金の計上をいたしております。５予備費、予備費の計上をいたしております。歳出合計１億３，６００万円でございます。

以上で説明終わります。

-----○-----

日程第３５ 議案第２９号 平成２５年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３５、議案第２９号、平成２５年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第２９号、平成２５年度山江村特別会計農業集落排水事業予算について説明いたします。

平成２５年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億５，２００万円と定める。前年度が１億５，６００万円でございました。対前年度比４００万円の減、率にして２．６％の減でございます。一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は１，０００万円と定めるものでございます。

内容につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第２９号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算、歳入。1 分担金及び負担金、加入者負担金の計上いたしております。2 使用料及び手数料、現年度過年度分の使用料の計上でございます。4 繰入金、一般会計からの繰入金を計上いたしております。5 繰越金、平成24年度からの繰越金の計上でございます。6 諸収入、雑入を計上しております。歳入合計1億5,200万円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出。1 総務費、人件費等を計上いたしております。2 農業集落排水事業費、施設の維持管理費等を計上いたしております。3 公債費、元金及び利子償還金を計上いたしております。4 予備費、予備費を計上いたしております。歳出合計1億5,200万円でございます。

以上で説明終わります。

-----○-----

日程第36 議案第30号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第36、議案第30号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第30号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業予算について説明を申し上げます。

平成25年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,000万円と定める。前年度が4億6,600万円。対前年度比400万円の増、率にして0.9%の増であります。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定めるものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第30号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。第1款保険料、第1号保険者の保険料です。第2款使用料及び手数料は督促手数料です。第3款国庫支出金、第1項は介護給付費負担金、第2項は調整交付金、地域支援事業交付金です。第4款支払基金交付金は介護給付費地域支援事業交付金です。第5款県支出金、第1項は介護給付費負担金、第2項は地域支援事業交付金です。第7款繰入金は一般会計繰入金です。第8款繰越金、前年度からの繰越金です。第9款は諸収入、延滞金、加算金及び過料、雑入でございます。第10款財産収入、介護保険財政調整基金積立利子です。歳入合計4億7,000万円とするものでござ

ざいます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費、第1項介護保険事務の一般管理費です。第2項は介護保険の介護保険料口座振込手数料、第3項は介護認定業務経費、第4項は介護制度の趣旨普及費、第5項は介護制度運営に関する重要事項を審議するための経費です。第2款保険給付費、主なものとしましては被保険者に対する介護サービス費、施設介護サービス費、地域密着型サービス費に係る給付費3億9,128万円を計上いたしております。第4款地域支援事業費、第1項は介護1次、2次予防対象高齢者に対する介護予防です。第2項は地域住民の保健医療の公助及び福祉の増進を包括的に支援する包括的支援事業任意事業費を計上いたしております。第5款諸支出金、被保険者の過年度保険料の還付金、国庫支出金等超過交付金の返還金等を計上いたしております。第6款基金積立金、介護保険財政調整基金、金利財政調整基金利子積立です。第8款は予備費でございます。歳出合計4億7,000万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第37 議案第31号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第37、議案第31号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第31号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算について説明いたします。

平成25年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,200万円と定める。前年度が3,200万円でございます。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めるものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口美敏君） それでは、議案第31号について説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。第1款後期高齢者医療保険料、特別徴収、普通徴収保険料です。第2款使用料及び手数料は督促手数料です。第3款繰入金は一般会計繰入金です。第5款繰越金、前年度からの繰越金です。第5款諸収入でございます。歳入合計3,200万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。第1款総務費、後期高齢者

事務の一般管理費です。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料負担金、基盤安定負担金です。第3款諸支出金、保険料還付金、還付加算金の計上です。第4款は予備費です。歳出合計3,200万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第38 議案第32号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第38、議案第32号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第32号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算について説明をいたします。

平成25年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,200万円と定める。前年度が5,200万円ございまして、対前年度比1,000万円の減、率にして19.2%の減であります。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は400万円と定めるものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（松本佳久君） 総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第32号につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算、歳入。款1の分担金及び負担金、これは加入者負担金でございます。2使用料及び手数料、現年度過年度分の使用料を計上しております。3繰入金、一般会計よりの繰入金でございます。4繰越金、前年度からの繰越金でございます。5諸収入、雑入でございます。歳入合計4,200万円。

次のページをお願いいたします。歳出。款1の総務費、これは委託料等でございます。2のケーブルテレビ事業費、これは施設の管理費を計上しております。予備費、予備費として計上しております。歳出合計4,200万円でございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第39 議案第33号 平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第39、議案第33号、平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（横谷 巡君） 議案第33号、平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事

業予算について説明いたします。

平成25年度山江村の特別会計工業用地等造成事業の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ200万円と定める。前年度が200万円でございます。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は100万円と定めるものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（松本佳久君） 総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、議案第33号につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算、歳入。款の繰越金、前年度からの繰越金でございます。3の財産収入、土地建物貸付料でございます、歳入合計200万円です。

次のページをお願いいたします。歳出。款1の工業団地造成事業費、清掃委託料費でございます。2予備費、予備費でございます。歳出合計200万円です。

以上でございます。

—————○—————

日程第40 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第40、議員派遣の件を議題とします。

本件は地方自治法第100条、第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決が必要であることから会議規則第119条の規定により、お手元に配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後2時43分

第 2 号

3 月 1 4 日 (木)

平成25年第1回山江村議会3月定例会（第2号）

平成25年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 西 孝 恒 君

3番 中 竹 耕一郎 君

5番 田 原 龍太郎 君

7番 原 先 利 且 君

9番 山 本 義 隆 君

2番 谷 口 予志之 君

4番 岩 山 正 義 君

6番 秋 丸 安 弘 君

8番 松 本 佳 久 君

10番 欠 員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君 教 育 長 大 平 和 明 君

総 務 課 長 高 田 良 介 君 税 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君

産業振興課長 豊 永 知 満 君 健康福祉課長 山 口 美 敏 君

建 設 課 長 白 川 俊 博 君 教 育 課 長 中 山 久 男 君

会 計 管 理 者 福 山 浩 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 下 久 人 君

総 務 課 企 画 政 策 係 長 今 村 禎 志 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は9名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、会期日程、日時第8の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、3名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定による発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いします。

初めに、3番中竹耕一郎議員より、1、行政事務執行についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。3番中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。3番議員、中竹です。議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行いたいと思います。

今月3月の11日を迎えて、東日本の大震災、丸2年経ったわけですが、各報道機関では集中的に報道されまして、やっぱりなかなかその被害の甚大さというのは改めて感じるところであります。できるだけ早めに復興をなされることを祈っているわけですが、実は、昨年国のほうでは12月に3年ぶりに政権交代がありまして、長引くデフレからの脱却に向けまして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の方針で経済の再生を喫緊の課題としてとらえ、必要な予算の確保をなされているところであります。いよいよ来月から平成25年度が始まるわけですが、どこの自治体でも事業の執行にあたり、国の予算を受けまして、景気回復に向けて公共事業が確実に増加することが予想されるところであります。本村でも既に補正予算で若干の事業費を可決をしたところであります。今日は最近の入札関係事務全般、公共工事執行にあたりまして、基本的な姿勢について伺いたいというふうに思っています。答弁につきましては、事務的、数字的なものについては、担当課長になるかと思いますが、担当課長の範ちゅうではないものについては、村長から答弁をお

願いたいというふうに思います。今期2名の職員が退職をされます。心からご慰労申し上げたいと思います。特に高田総務課長におかれましては、40年間の長い間、大変ご苦勞様でございました。退職後も健康に留意されまして、地域の発展のためにご努力くださいますよう、お願い申し上げたいと思います。今日で最後の答弁になるかと思いますが、思い残すことなくお答えをしていただいて、どうぞよろしく願いたいと思います。

では、はじめに入札関係全般について質問いたします。現在、入札関係につきましては、総務課のほうですべて事務に当たっておられるということですが、現在の入札事務の流れ、いわゆる施工伺いから指名審査、入札、契約の流れについてどのようになっているか一通りお話をいただきたいと思います。それから業者の指名の審査会についてであります。本村の歴史の中では、副村長が審査委員長となるというふうになっておりますが、副村長不在ですので、現在の審査会の構成委員、それから委員長は今だれなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。ただいま、中竹議員のほうからご案内いただきましたように私も40年長きにわたり、大変お世話になりました。今後におきましてもよろしくお願いいたします。

それでは、中竹議員のご質問に対しましてお答えいたします。入札執行までの流れというようなことでございますが、議員ご存じのごとく、施工伺いから指名審査会を行い、それと入札通知を行いまして、入札、そして開札、そして契約というような事務の流れになります。

以上でございます。それと指名審査委員の構成でございますが、議員ご指摘ありましたように副村長おりませんので、一応、私、それから所管課長及び関係課の主管係長を持って組織して、今執行しているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。では、簡単にお答えいただきましたけれども、業者の指名に当たって、選定の基準要領、これは決められていると思うんですが、県の場合は一昨年から強い業界をつくるというようなこともありまして、大変厳しい業界再生を目論んで格付けを5段階から4段階にされているわけです。いわゆる業者を絞り込みといいますか、そういうことで中小零細企業の統廃合を促しながら安定化を図っていく、いわゆる将来に向けた延命策の一つでもあると思いますが、県で地方公共団体が発注する建設工事につきましては、経営審査をきちんと受けて、その工事に当たった業種でないと指名できないということになっておりますが、いわゆる許可を受けた建設業者の指名基準ですね、なっとるんですが、本村の場合は入札

の参加資格のところですね、確認をされると思うんですが、どのような基準で指名をされているのか、指名の基準、それから要領等々について、一応お尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） はい。それでは、お答えいたします。県の基準審査を受け、その後、村のほうに申請ございまして、特に23年、24年、2年度の指名審査といいますか、で実施しておりまして、特に業者の選定につきましては、入札参加資格格付け要綱及び工事請負業者選定要領等によりまして、工事の種類、それから規模、評点等によりまして格付けを行っております。特に議員ご承知のように工事のランクもございまして、そのランクごとの指名を行っているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。入札参加の申し込みにつきましては、2年に1遍ですよ。ということになれば、一応23年、24年が23年度入札参加をして、24年まで、それが効力を発揮しているわけですよ。じゃ、25年度につきましては、25年、26年の2年間を継続であるということによろしいんですね。はい。選定要領につきましては、ほとんど県と同じような要領ですね、評価点数によって指名をされるということでもあります。実は、村民の中の話で、指名業者、一件の工事についてですね。指名業者のリストがつくられるんですが、それによって起案をされていくわけですが。業者が途中で変更されたりとか、指名の通知が行く前に、その指名をされているといううわさが流れとるということをお聞きんですが、その辺はいかがですか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） まずもって、審査会を行いまして、それで村長のほうに答申しまして、決裁いただきながら入札通知を送付しているような状況でございます。今、議員ご指摘のようなことは私も初めて聞いたような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。じゃ、再度確認しますが、指名業者リストがつくられたあとで業者の指名の変更がなされているということはないわけですね。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） そういうことはありません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） ただいまお尋ねしたのは、村民の方から一部そういう話があったものですから確認の意味でお尋ねをしたわけでありまして。指名についまし

ては、厳選されているというふうには思います。一つの案ですけれども、現在、価格中心の入札制度が行われているわけですね。ですが、今後は入札制度もやっぱり地域貢献とか雇用とか環境に対する配慮、それから福祉面、こういった総合的な観点から指名をされていくというのはいかがなもんかなというふうに思います。そのためには、指名審査会、先ほど委員の構成がありましたが、外部の有識者を入れるというのはなかなか難しいわけですが、例えば庁内であれば、現在は総務課長あたりが中心でされるわけですが、福祉担当部局とか、そういったものも審査委員の中に入れていくという方法もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、県の場合は振興局長が「誰々しなさいよ」という指名をしていくわけですが、その辺のことはできるかどうかお考えちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 今の中竹議員のほうから良き提案をいただきましたので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） ぜひその辺も考慮を加味されて、審査会の構成をつくられるのもいいかなというふうに思います。ただし、審査会の場合は外部に漏れるようなことが絶対あってはいけませんので、その辺は十分配慮をいただきたいというふうに思います。

次に、山江村が行っております公共工事、すべてではありませんけれども過去3カ年の入札結果状況について、私が資料を収集した結果、大まかではありますけれども次のとおりであるわけですが、ちょっとわかりやすい、数字ですみません、わかりにくいので、わかり易いようにパネルをちょっと準備してきました。これ、ちょっと見ていただくとわかると思うんですが。ただしですね、これに設計委託業務とか簡易な工事とか、それから維持管理業務、こういうものは入っておりません。平成22年度は発注件数が31件、予定価格、総額でいきますと4億5,037万4,000円。落札額は22年度の落札額総額では4億4,261万2,000円というふうなことであります。23年度につきましては、発注件数が42件、予定価格総額では3億9,550万9,000円、落札額では3億7,209万4,000円。平成24年度、まだ年度途中でございますけれども、発注件数が49件、予定価格総額では3億9,541万7,000円、落札額では3億6,756万8,000円であります。過去3カ年では変更契約による増額分は除いて、予定価格総額では12億4,130万円ですか、ちなみに落札額は11億8,227万4,000円というふうになっております。確実な集約数ではありませんけれども、大まかな数字というふうに見ていただければと思うんですが、状況はどうかというと工事によっては予定価格

と大きな開きによって不落となりまして、協議による落札が1件ぐらいあっております。これは当然100%になるわけですが、第1回目の入札で高いものにつきましては、99.96%というのもあります。平成22年度の平均では98.3%、それから平成23年度では94.1%、平成24年度では93%と過去3カ年の落札率を見ますと95.2%ということであります。これは平成23年9月の議会の際にもちょっと質問したことがあるんですが、いささか不審に思うのは、どうもいずれの年も落札が異常に高いということであります。そのときの村長の答弁ではこのことは業者間の戦いでありまして、行政として突っ込むことはできないといった仕方ないと当然そうだろうと思います。そういうことを答弁されております。業者の研修会、それから役場が行う研修会などでそのような指導はできるだろうというような答弁をされているんですが、ちょっとそのとき私気づかなかったんですが、どのような指導がなされるだろうかということで考えておられるのか、その辺あればちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。今ですね、2011年、熊本県は県の財政が非常に悪化したということで、公共投資額を半減いたしました。しかし、熊本県は建設業、土木工事にかかわる業者が多いということから、これでは地域経済、雇用、危機に瀕するという判断から2011年にランクの見直しを大幅にされました。例えば1,000万円以上の工事ができる業者が六百数十社を300社程度の絞り込んだと。その工事に参加できるのは、山江村では1社だけです。あとは300万円、500万円の小規模業者、地域貢献度、地域経済、雇用、このことを考えたときに、やはり均等性、公平性、バランスを考えて県の工事であれ、県の工事が取れないならば、村の公共工事で山江村の地元業者を育成することも必要であります。そういったことで、今の県のほうは大幅な改革がなされて、県の工事はA2以上が1,000万円以上、あとのB、Cは数百万円ということで、なるべく中堅の業者を育成しようという県の方針がありますから、これに対して県議会でも末端の地域の建設業はこれではとてもたまらないということから改善の要望も出ていることも事実でございます。そういった中、本村におきましては、非常にやはりどこの町村も一緒でございまして、非常に高齢化率を迎えて社会保障費が年度予算46%を超えてまいりました。そうするとどうするか、やはり安心・安全な暮らしのほうに重点を置きながら残された限られた財源を住民の安心・安全な暮らしのために手当てをしていかなければならない。その一部分がこの公共投資であります。しかし、本村においても業者はご承知のとおり多い、その中での限られた予算で仕事をしていくということは、おのずから行政に対する思惑があつて取れなかったときに

は不満があるし、取れたときには喜ぶし、これが社会の流れの常だと思っております。そういった中で、本村においては、入札方法は2つあります。普通競争入札というのは一般競争入札、全国的にその業種ごとに幅広く公募してする一般競争入札。次に指名業者を決めてする指名競争入札、そして随意契約、この3つの中で本村では2つを採用しているということでございます。それぞれの市町村における、この方法は事業の規模等から多くの指名競争入札を、今、採用をしています。このことにつきましては、中竹議員もご承知のより、この指名競争入札というのは、多くの市町村で明確なルールがないこと等による発注者の恣意性を問題視する事例も少ないのも事実であります。また入札の際に信用度が重視されるがゆえに価格のみの競争が起こりにくくなり参加業者が限られる、少ないということから、いわゆる談合の誘発、談合が起こりやすく、入札価格が高止まり傾向になっているとの指摘もあります。今、中竹議員が最近の入札状況、私は、村長は平成22年の8月からですから、これは平成22年度は前政権ですけれども、前政権なども調べればはっきりしますけれども、このような入札価格が高止まりになっているという傾向に指摘があるのは事実です。このようなことを踏まえて入札価格の高止まりにつながる談合等の防御を入札業務にかかわる行政関係課がいろんな研修会等通じて指導していくというのが、私が平成23年9月議会での答弁の趣旨であります。それとちょっと入札率が高いのではないかと言われますけれども、私は昨今の公共工事のこれだけの減少、昔は本当に多ございました。もう建設業が強かった、団体組織で、選挙においてもいろんな地域貢献でもボランティアでも非常に建設業というのは力を持っていた。今はありません。ですから、私は一概に入札率が高いとばかりは言えません。ギリギリのところでどうしても仕事がほしい、会社の経営が厳しいというときには戦います。結構、本村の場合においても最低ギリギリのときでの競争も実際にやって落札されていることも事実であります。業者を指名した後は、もうそれぞれの業者の競争入札ですから、戦いですから私たちがどうのこうのと言えないわけですよ。入札率が高いだろうと低いだろうと。しかし、マスコミ等がよく言う談合、これ皆さんも心の中では談合、勉強会というのは十分ご認識があると私は思っております。私は高いとか低いとかは業者の施工能力、技術力、そしてやる気、努力の結果だと思っています。ただ以前の入札事務と違って、今は非常に情報通信技術が進んできました。設計業者が持っているシステムと建設業者はほとんど持っていますから一緒なんです。ですから予定価格算出が出てきます。もう、出てきます。他の先進的な大きな市町村とか進んでいるところは、もう予定価格をオープンに出して、それで入札をしているということもありますから、いずれ本村もそのようなふうにしたいと思っています。もう今の時期に入札の結果でどうのこうのと

いうのは、やはり、これはちょっと今の時代にふさわしくない。また、私たち入札業務に携わる行政におる者にとってもこのことは真剣に透明性、公平性を持たないと、もう厳しいですから、いろんな目からですね、ですからそういった点は十分気をつけながら入札業務にあたるということを心がけております。そういったことから今後の入札制度の考え方として、透明性、競争性、公平性、また中竹議員が少し言われたように地域貢献度、ただ仕事をくれ、くればかりじゃなくて、たまには道路、県道あたりのボランティア、空き缶拾ったり、除草作業したり、そういう地域貢献度、地域経済、雇用の確保、努力をしていただいて、そして公共工事を、村民のお金ですから公共工事に選任していただくと、そういったことも今後していただきたいと思っているところであります。具体的な取り組みとしては情報公開、予定価格の事前公表等の検討をちょっと行っていききたいと思います。このことによって透明性、もう価格はわかるですから、あとは競争というようなことも必要かなと思っていますところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今、村長のほうからお答えをいただきました。公平性、それから透明性、そしてまた競争性、そして地域への貢献度等々あるというふうに答えをいただいたわけでありますが、先ほどの答弁の中で積算ソフトが業者さんもすべて持っておられるということで、積算によって工事価格については非常に近い数値が出てくるというような答えはありました。これは当然私もそういうふうに思います。しかし、予定価格については、これだれも知らないわけですね。村長を除いて以外は。それは、たまには偶然近い価格で落札されることもあるでしょう。しかし、それはほとんどまれじゃないかなというふうに思うわけです。しかし、このような状況が、村長の見解では高いのは当然というふうな答弁もありましたが、このような高い状況が続いている。これは、やっぱり村民の立場からしますと、ちょっと不審だなと。疑惑を、ある一種の疑惑を持たれているのも事実なんですね。ですから今後そういう不審、疑惑、不審を抱かせないためにどのような対応、例えば絶対あつてはいけませんが、情報漏れるようなことはないわけですが、組織の中で事務を進めていく事務執行上ですね、情報の漏えいがないか、またその漏れるリスクはないか、点検していく必要があるんじゃないかなというふうにも思うわけですね。その辺についてはどうですか。今までどおりで進めて大丈夫というふうに思われますか。もしくは、工事施工伺いの段階で今流れていく、その事務執行上の中でそういうふうな情報が漏れるリスクはないか、その辺の認識、確認をしたいと思うんですが、その辺は何かお考えではありませんか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ご指摘のリスクの問題でございますが、特に議員ご存じのごとく職員には守秘義務がございますので、そういうことはありません。今現在も各担当課におきましては、入札執行事務中でございますので、関係者の入室を禁じますというような立て看板もやっております、再度また職員の教育を行いたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） では、当面は今のやり方で進めていくということで理解していいわけですね。それで、例えば入札事務に携わっているところについてはですね、最近部屋の中に無断で入らないようにちゃんと指示してあるんですが、その辺も業者さんも、今まではするすると入って来られた経緯もあるんで、その辺も十分注意をされて事務にあたっていたきたいというふうに思います。よもや情報が漏れることはないと思うんですが、そういうことが絶対ないようによろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、先般万江地区に建設、住宅がされました。コミュニティセンターが1軒、それから住宅が10軒あったわけですが、住宅はほぼ同じ設計価格ですね、ですから村内業者選定要領の第3条別表の工事種類の規模別等級表によって指名をされているんだろうと思うんですが、総評価点数500点から700点の業者さんで、特に運用基準で不誠実な行為があったとかそういうようなことはないと思うんですが、なぜ一律に指名をされなかったのか、してもよかったんじゃないかなというふうに思う。一律に指名されずにばらばらに指名されている件もあるわけですね。その辺がどうもよくわからないんですが、恣意的に指名されたんじゃないかなという声もあるわけです。そのような指名をされた根拠はどこにあるのかですね。やっぱり同じ土俵で競争をして、公正な競争をして取った人が落札をしていくというのが当たり前だと思うんですが、最初からばらばらに指名されますと取れるものも取れなくなると。枠づけのやり方ですけども、その辺何か根拠があったんですか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 今議員のご指摘としましては、ランク別としましてはCランクの事業でございまして、この要綱によりまして村内の業者、それと村外の業者を選定をしているような状況でございまして、全体的に60%程度を村内、そして40%程度を村外というようなことで選定しました。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。構成は総務課長が答えられたとおりでと思うんですが、私が聞いたのは、もちろん点数500点から700点の業者さんが一律同じ仕

事、同じ設計価格ですから、当然してもいいはずなんですよね。村内が6割、村外が4割という構成、それはわかるんですよ。ただ、グループ別の仕分けですね、全部いっぺんに入れてされてもいいんじゃないかなと思うんですよ。じゃないと、これには指名されとる、これには指名されないということになれば枠付けされたようなというふうなことも聞くわけですね。その辺どうですか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 中竹議員も役場行政上がりであります。総務課長という重職を兼ねておられますから内部の行政事務については、もう熟知されている中での質問だと思います。よく今回の質問である村民からのお尋ねとありますけれども、私にもこれは反問権はありませんけれども、ある方から特定の議員がある業者と頻繁に会っていると。情報収集をしているという情報が投書と実際に来られて言われました。このことは議会事務局長だけには通知をしております。このことが議員としての倫理等に触れないかということもありましたけれども、私はその場ではその人には「いいえ、そういうことはありませんと。これは議会の定例会も近いし、いろいろ情報収集のために会っておられるんでしょう」ということではしてありましたけれども、そういったことで入札というのは一方があれば一方がある、それぞれ見方が違うわけですから慎重にしないといけない。そこで今回の万江地域のコミュニティセンターと住宅建設について若干私の方針と指名委員について、お尋ねのことについて裁量権もありますからお答えいたします。まず、万江地域の村有住宅建設であります。これとコミュニティセンター、非常に万江地域は高齢化が進んで、非常に将来的に地域が落ち込んでくるということが予想されます。保育園の子どもは少ないし、万江の児童も減ってまいりました。そして、奥地の山村を中心にお年寄りばかり、こういった中で今後地域の方々のよりどころ、交流の場所等を見たときにいい施設がないということから計画したわけですが、若者定住と子どもたちの増加による地域の活性化、万江地区全体の高齢者増加の現状にかんがみ、万江地区住民の皆さんが集い、交流を図る場として、また地元の皆さんの日常のよりどころとして公民館的機能を兼ね備えた施設として建設したものでございます。今回の建設にあたりましては。

○3番（中竹耕一郎君） すみません、短くお願いします。

○村長（横谷 巡君） 私も答弁させていただきます。この建設にあたりましては工事としてこのように分けました。まず、用地造成工事、上下水道工事、住宅建設工事、コミュニティセンター工事、この中で公共工事が少ないときの発注として、地元産業を図る意味合いからも、また地元の経済の活性化に供することなどを考慮して、信用度、経済状況、手持ち工事量、手持ち工事量というのは県の工事等です、を勘案

して指名をいたしました。そして、住宅建設工事については校区ごとに村内業者ほとんど指名しております。しかし、校区ごとに中竹議員がおっしゃったように村内業者全員を一律ということは、これは指名競争入札の原理にそぐいません。一緒だったら、先ほど言いましたように話し合いとかいろんなところできる。やはりそこには違った人も入れていかないと本当の指名競争入札というのがそぐわないわけです。その結果、村内で8社、実際に8社の方が落札をしております。入札業務の業者指名については地方自治法施行令167条の12第1項により、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札に参加させようとするものを指名しなければならないと法的に規定されております。その範囲内における業者指名を普通地方公共団体の長の裁量にゆだねるということで、はっきりと法的にうたっております。要するに業者を指名する裁量権は私村長にあるということであり、ます。ですから誰を指名しようと、どう指名しようというのは、法的にどこの市町村でも村長の裁量権なんです。ここに入ることはできません。しかし、やはり地元企業を中心に、先ほど言いましたように、地元貢献度、やはり雇用の状況、そういったことを考えて、例えば村内に8社いらっしゃれば県工事等をたくさん取られておる方は県の工事のほうで取っていただいて、小さな工事はCランク、中堅はBランク、そういったことで取っていただく、新しく指名願い出されたところは景気も積み重なって常時入札して仕事が取れるように育成しなければならない、その段階の育成もしていかなければならない。全然指名しないということはできませんからですね。そういったことを考えて、今後とも機会均等、公平性を持って指名に当たっていきたいと思っています。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 今答弁の中で私のことでちょっと振られましたけれども、私だって当然情報を収集するというのは、これは当然私たちの仕事でありますんで、それはですね、ぜひ理解をしていただきたいというふうに思います。特に個別的に何回も行ってそういうするというような話でありませんので、その辺はぜひご理解いただきたいと思います。その辺については、またあとでまとめたいと思いますが。実は、山江ごみ処理場の整備工事がありましたよね、去年の12月に入札をされているんですが。私、工事費の予算があったときに質疑をしたんですが、業者につきましては、配慮して指名をしますというような答弁がそのときありました。これは、理事ですからご存じだろうと思うんですが、地元の地域活性化交付金に1,000万円、工事負担金で3,500万円を計上されとったわけです。ここの財源については1市4村で負担したはずなんです。人吉と山江、五木、相良、球磨。ところがそれ以外のところも指名をされているんで、その辺は何か理由があったの

か、終わったことですので別に構わないんですが、一応、その辺ちょっと何かありましたらお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） この旧ごみ処理場の解体後の環境整備、公園化の工事について説明いたします。これはもともと行政組合の仕事なんです。しかし、それを地元企業にできればこういう仕事がないときですから仕事をしていただきたいという地元町村、長年25年間創業して9年間放置されたわけですから、地元の不満が溜まったとを解決した跡の公園ですから、是非これは山江村で行政組合の仕事を山江村で発注させてくださいということで理事会でお願いし、了承をいただきました。最初は、そういうことから山江村だけの業者と考えましたけれども、やはりお尋ねのように広域行政、1市4村、5町村です。これが構成です。しかし、この法律の中に広域行政組合関係ですから公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律からも公正な競争、やはり対外的にも少しは配慮しなさいという法律がうたってありました。それで事務局長とも話したんですけども、それは山江村にまかせよっただから山江村の方針でいいですけどもということでしたから、指名の対象を山江村の業者が7社、そして構成する市町村が5ですから、しかし、下球磨町村というふうに考えさせていただきました。ですから6、13社で指名したところでございます。このことは地元広域のことも十分に考慮して指名を行わせていただき、結果的には村内業者が落札したということでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。わかりました。もう終わっていることですので、あとは詰めません。いずれにしても公共工事というのは、税金を使って生活基盤の整備をするわけでありますので、仮にも不正行為があつたりするようなことはできないわけですけども、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがあるんですが、それに基づきまして、もちろん透明性の確保それから情報の公表、それから談合等の取扱い等についても毅然たる事務環境の整備に努め、緊張感を持って平成25年度からの事業に当たっていただきますよう要望して、その件については終わりたいと思います。

次に、もう一件なんですが、次の質問に移りますが、昨年12月定例会で一通りお尋ねをしたんですが、これは電算システムの入替の件であります。どうも納得できない点もあったので確認の意味からもう一度お尋ねしたいと思います。電算システムの入替について決めた理由の一つに、郡内で多くの自治体が運営しており、今後広域的な自治体間の連携を考慮する際に有効であるということが一件、それからもう一件は法改正によるシステムの改修を行う場合に運用件数が多いほど

開発費の割勘効果も見込まれるために経費のつながりがあるというような答弁が
っております。私もまさに行財政改革につながらなければ意味がないわけでありま
すんで、その件については前回申し上げたところであります。そこで最も決め手にな
るのは、委託料の問題ですね。この辺、ちょっと確認したいと思うんですが、前
回の答弁の中で、現行の委託先は、今、現行されている委託先の件ですが、最初1
億3,000万円から1億6,316万6,220円、新しい委託先については、デ
ータ移行費も含めて1億4,000万円から1億7,140万2,000円に訂正が
あつとります。これは、前回の議会の答弁の中で答えていただいているんで間違い
ないと思うんですが、データ費用、移行費を除けば2,940万円ですから、それ
を除けば1億4,200万2,000円になるわけですね。この金額、先ほどの金額
ですけども言葉ではなかなかわかりませんので、一応見ていただきたいんですが、
わかりやすくですね。今、申し上げましたのはこのことですね。これはA社、B社
というふうに書いてありますが、この前回答弁いただいた金額はこれなんですね、
この金額は間違いありませんか。現行の委託先とそれから新しくしようとされる委
託先の金額については、この辺を確認させてください。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） はい。A社ですね、A社が1億6,300万円間違いあり
ません。B社につきましても間違いございません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） はい。間違いないということであります。答弁された現行の
委託金が1億6,316万6,220円ですね。この金額は、恐らく予算計上される
ときの平成23年12月から24年1月か2月ぐらいに作成された見積りの金額で
あると推察するわけですが、新しい、その下のほうに、B社のほうにつきまして
は、新しい金額というか、昨年私が質問しました12月13日の翌日、14日に総
務課からいただいたファックスの資料として、この1億4,200万2,000円
については、確かにこの金額でありました。この1億6,316万6,220円、こ
の金額は、もう間違いないということですね。これいつ頃の見積りですか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） すみません、少し時間いただきます。お願いします。

○議長（松本佳久君） 時間がかかるようですので、暫時休憩をとりたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。わかりました。暫時休憩取消しです。どうぞ。

○総務課長（高田良介君） 1億6,316万6,220円ですね、これ平成24年の1
月です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 平成24年の1月に見積りを取られたということですね。そして、また伺いますが、ファックスで私がもらった資料の見積りは昨年12月14日ごろの見積り金額ということで理解していいんですね。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 議員がご指摘のようなことで結構です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 本来、見積り入札の開札については、やっぱり基準の期日を決めて、やっぱり立会いのもとで開札されるのが当たり前だというふうに思います。こんな1年も開きがある見積りで比較される、何かちょっとおかしいんじゃないかと思うですね。これはいつの時点で比較をされたんですか、そして、いつシステムの入れ替えの委託先が決定された日にちはいつなんですか。

○議長（松本佳久君） 今村係長。

○総務課企画政策係長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。中竹議員からのご質問の部分でございます。日立様のほうから見積りを取りました金額1億6,316万6,220円ですね、その金額につきましては、先ほど総務課長が申しましたとおり平成24年1月に見積りを取っております。同時期、同じ日にRKKコンピュータズ様から見積りを取っておりまして、その金額につきましては、その見積りを取りました日に、一たん開札をいたしまして決裁を巡らせております。ただ、前回私のほうから申し上げているかと思いますが、RKKさんの金額ですね、こちら申しあげました金額につきましては、前回1月に取りました見積書比較したとき、この時点でもRKKさんのほうが低くはあったんですけども、その後ですね、もちろん見積り額の低いほう、やはり経済的な効果のあるほうというところでRKKさんのほうの金額のほうが安くございましたので、そちらのほうとの協議をさせていただいて、まだその時点では決定はしておりません。必要なデータの移行にかかわる費用であったり、今、山江村役場のほうで使っている電算システムの中で不要なものであったり、必要なものであったり、そういったものを足したり加えたりした場合にどのような金額になりますでしょうかというところで確認をさせていただいたものでございます。その時点では、最新の山江村の現状に合ったところでのお話をさせていただいた上での金額をご提示いただきまして、その金額を私のほうからお伝えいたしましたところでございます。

以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） どうもよくわかりませんが、じゃ、平成24年の1月に見積りを取られて開封をして、その後、時期を遅れて新しく委託しようとされて

いる委託先の見積りについて協議をされたと。当然、そのときまでは決まっていなかったというふうなことです。できれば、総務課長答えてもらいたい、担当じゃ、ちょっとあれですから。監督者のほうで答えていただきたい。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 担当の今村係長のほうからも申しましたようなことですが、特に今議員ご指摘のようなことでRKKコンピュータのほうが数字的には先ほど言われましたようなことですが、比較検討しながらRKKコンピュータのほうに決定したというようなことですが。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） もう一回お尋ねします。じゃ、最終的に比較検討された時期、これいつなんですか。そして、委託先をもう決定されているでしょ。されたのはいつですか。それを教えてください。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 契約につきましては、平成24年10月4日でございます。最終的な決定につきましては9月27日に先方のほうに通知しまして、契約につきましては、先ほど申しました10月4日でございます。経費につきましては、議員ご承知のようにRKKコンピュータが1億7,140万2,000円でございます。データ移行費が2,940万円を差し引きますとRKKコンピュータのほうで2,116万4,220円安価でございます。これにつきましても5年間のリースとしておりますが、1年間に換算しますと423万2,000円程度安価になりますので、このようなことでRKKに決定したような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） じゃ、委託先を決定されたのは9月27日ですね。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 9月27日に決定しながら、先ほど申しましたように10月4日の日に契約しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 何ですか、10月4日付で。

○議長（松本佳久君） 契約。

○総務課長（高田良介君） 10月4日で契約しております。

○3番（中竹耕一郎君） 契約しているわけですね。9月27日に決めて、10月4日に契約ですね。私もですね、実は、いろいろ私なりにですね、調査をしてみました。直接、もう業者名申し上げられましたが、今まで委託されていた業者の金額がですね、どうもおかしいんじゃないかというふうに思います。これ1億6,

3 1 6 万 6, 2 2 0 円という数字じゃなくて、どうも1 億 3, 7 5 9 万 2, 8 2 0 円で見積もられているようであるんですが、この辺は何かあるんですか、数値は。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） それでは、お答えしますが、議員ご指摘でございますが、1 億 6, 3 1 6 万 6, 2 2 0 円の金額でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3 番（中竹耕一郎君） 私の調査したのは、ここに書いてありますが、1 億 3, 7 5 9 万 2, 8 2 0 円という数値なんですね。これ、もちろん5 年間分ですから。これと先ほど答弁いただいた比較検討されたという数値、1 億 6, 3 1 6 万 6, 2 2 0 円、これとはですね、2, 5 5 7 万円ほど差があるわけですね。このことについてお尋ねしたいと思うんですが、この私が出している数値は、記憶ありませんか。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 中竹議員の手元の資料がどういうふうな資料かが私もわかりかねますが、そういうことは承知しておりません。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3 番（中竹耕一郎君） では、私が今提案しましたこの数値、これには全然記憶がないということですね。それ、絶対そうですね、間違いないわけですね。はい。これ本会議ですから数値の間違ひがあれば、その場で答弁撤回をしていただきたいと思いますと思うんですが、なければそれで通っていきます。もし何かあった場合にはそれなりの責任を取らなくちゃなりません。私もそうですけども。私の調査した段階ではこのような今申し上げました数値なんですけど、これでいきますと実は逆転しているわけですね、委託先が。この数値面からだけでいけばですね。だからその辺もあるわけですね。ですから、これに2, 9 4 0 万円のデータ移行費が入りますと約3, 3 0 0 万円、ぐらい出てくるわけよね。3, 3 0 0 万円といいますと公営住宅の3 戸分、道路の1 本分ぐらい出てくるわけです。そのような金額なんですけど、正しい金額の比較がされているんだろうかというふうに思うわけですね。もう見積りを取る段階から相手が決まっていたんじゃないですか。どうですか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 担当課のですね、本当に答弁が皆様方にはっきりと伝わらない、事務的には一生懸命にしているんですよ。公的事務で、中竹議員も実際経験されているようにそういう不正とか、事前に決まったということはありません。あり得ません、これは。しかし、人の説明能力といいますか、やはり勉強するとか、そういった面も、やはりこういった議会の皆さんの前での確に村民の皆様、議会の皆様に的確に伝えるようにするのが私たち議員の仕事でもあります。そういった点

は大変ご迷惑をおかけしております。数値的にはですね、今総務課長が言ったように本当に資料等を集め、長年山江の行政システムのためにご貢献いただきましたH社が私は最優先だと思っていましたけれども、いろいろ担当職員、係長、課長を通しますと半々でございました。半々。やはり行政職員というのは、事務に一番、たずさわる人ですから、普通よかったならほとんど7、8割が今のままにしてくださいというのが通常ですけれども、それはありませんでした。だったら、どうするか、これから先限られた財源を有効に使うためには、3年、5年、10年となったときには、私が資料持っているのに非常に多額の経費が削減されるということが出てまいりました。そのことから私は最終的には、球磨郡9町村のうちに8町村がこのR社に入りますから、やはり今後の広域的な連携システム、そして、今後この金額だけじゃなくいろいろな委託業務とかソフト事業がたくさん数千万円、億出てきます。そのときに8町村でしたら割勘、言われましたように割勘で大分と安くなってくる。そして、職員も同じ職種、同じ情報共有、利便性が出てくるということを考えてときに将来の人吉球磨のあり方を考えたときにこの電算システムは8町村一緒のほうが本当に先を見据えたときに有効な私はシステムだろうということを大局的に考えまして判断したところです。ですから今中竹議員が本当に調査されて質問されましたことは、十分私も認識いたしました。やはり今後においては、しっかりとこのシステムを職員が使いこなし、住民のために使えるようなシステムに努力してまいりますので、今後ともご指導を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） もう時間がきましたので、やめますが、一つだけですね、やっぱり今まで2回にわたってお尋ねをしてきたわけですが、村長が答弁の中でやっぱり球磨郡の中で統一してやると、これ一つの方法かもわかりません。しかし、大事なのはやっぱりみんなでやれば安くなるとか、そういうことじゃなくて、原則は企業間の正当な競争というのは守ってあげなきゃいかんと思います。企業ありきで最初からこっちから決めていく、これはあってはいけないというふうに思います。ただ、それは参考にする必要はあると思いますけども、やっぱりそこは忘れちゃならないというふうに思います。なかなか聞いてみますと地図情報等も入っていないと、恐らく、またそういうのも予算出てくるかと思いますが、そのようなことを考えながらやっていただかないと思います。このことについては、まだはっきりしませんので、おいおい比較検討された書類、それから決定された伺いのときの文書、当時のコピーをですね、各議員に回していただいて正確な説明をまたお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に4番、岩山正義議員より1、道路の維持管理及び安全対策について、2、子育て支援について、3、村税について、4、奨学金貸付けについての通告が出ております。

岩山正義議員の質問を許します。4番、岩山正義議員。

岩山正義君の一般質問

○4番（岩山正義君） こんにちは。それでは、4番、岩山です。4点通告をしておりますので、通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に道路維持管理及び安全対策について質問いたします。交通事故や自然災害など未然に防ぐには定期的な見回りなどによる道路の維持管理が重要であると思っております。山江村を走る県道相良人吉線は道路改修工事が最近数多く行われておりまして、見違えるほどきれいになっております。一方の村道を見ますと舗装の傷みや中央線、路側帯ライン等消えかけて見えにくい箇所が見受けられます。平成25年の予算によると道路維持補修工事が計画されていますが、村内全体の年次改修計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、岩山議員のご質問にお答えいたします。路面舗装の改修及び中央線路側帯ラインの年次計画ということでございますけれども、まず必然的に道路維持管理につきましては、道路管理者が行うのが当然でありまして、交通安全上支障を来す道路等の欠陥箇所等は現場を確認し、修繕を行っているところでございます。軽微な路面の補修等も随時行っているところです。ご質問の中央線及び路側線の整備でございますけれども、年次計画としましては、先の補正予算で計上しました路面正常調査によりまして、村内の全路線の道路点検調査を行いまして、早急に補修、修繕が必要な路線がありましたら状況に応じ対応してまい

りたいと考えております。また、児童・生徒の通学路等など毎日欠かせない日常の道路についても安全上支障を来す道路等の整備も進んで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） はい。次に、側溝への土砂流入及び雑草や泥等によりまして路側帯やL型側溝が機能を果たしていないという箇所も見受けられます。6月になったら梅雨となり雨が多いときなどは、そういったことで水があふれることも考えられますが、そういった状況のほうの計画といたしますか、点検作業はどういったふうになっているのかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、岩山議員のご質問ですけれども、近年の大雨によりまして側溝及びマス等に多量の土砂堆積をたまに見受けることがございます。その件につきましては、大量の土砂等については建設課内の現業班作業班によりまして、機械作業等を使いながら除去に対応しているところでございます。また、軽微な土砂除去等や除草作業、それから道路陥没の軽微な補修ですけれども、それに落石除去等は昨年度からシルバー人材センターに村内道路の道路パトロールを委託しておりまして、その中で点検及び作業を随時行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 日ごろの点検といたしますか、除去作業等は私は大変大切だと思っています。雨等もここ何年間は、以前の雨とは違ってですね、集中豪雨等がありますので、日ごろそういった点検は、今言われたとおりしていただきたいと思っています。

それから、次に昨年6月議会での登校中の児童・生徒の安全対策について質問しておりますが、教育長より危険箇所等を各学校で調査し、通学路の安全点検、安全確認に努めていくと答弁があり、道路管理者からは具体的に実効性のある交通安全対策を講じる旨の回答がっております。ほかの市町村では、歩道がない通学路においては、路側帯をカラー舗装し、注意を促しているところがあります。山江村の新年度予算を見ますと、そういった安全対策があるのかどうか、それをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の安全対策についてでございますけれども、昨年の10月、県振興局、それから警察署、教育委員会及び山江村で通学路の

通学路緊急合同点検を実施したところでございます。調査点検を行いまして、安全対策等を検討したところでございますけれども、県道、村道に限らず、警察署、公安委員会より具体的な安全施設の設置及び整備の指導があったところでございます。その場合、予算等もあるものですから緊急度を考えながら予算確保の検討の指示もありました。その中で、村内数箇所の通学路対策が挙げられたところですが、これにつきましては、これも先ほどの補正予算、緊急経済対策の補正予算の中身でも対応してまいるところでございます。また平成25年度、新年度におきましても交通安全施設整備費を計上しておりまして、通学路及び危険箇所等は優先的に整備していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 通学路は特に車が多いからとか、少ないからとかとは全然交通事故等には関係ないと思います。逆に車が少なくて狭くてもいつも車はほとんど走っていないからということで飛ばすということもありますので、道路標識や先ほど言いましたカラー舗装ですね、そういったことも検討いただき、1件の事故も起こさないというような心構えで進めていただきたいと思います。

続きまして、子育て支援について通告をしております。山江村は合計特殊出生率が全国8位、熊本県で1位という、すばらしいことであり、他の市町村に誇れる子育て支援策が功を奏しているものと思われます。そんな中、子育て中のお母さんから村内に子どもを遊ばせられる公園がないので、日曜日や休みの日など近隣町村の公園に行っていますとの声を聞くことがあります。天気の良い日など外で伸び伸びと遊ばせることができる簡単な遊具の付いた、そういった公園、また高齢者の方ものんびりとくつろげるような公園をつくるというような、将来的につくるというような考えがないかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 子育て支援、子どもの遊び広場の計画ということでお尋ねでございますが、お答えをさせていただきます。本村は、今質問いただきましたように本当に子育て支援、特に皆様方の協力を得て、独自施策を展開し、他の町村からも非常に山江に住みたい、山江で子育てしたい、教育をさせたいという人が多くなってまいりました。このことは、自然環境がいい、住環境がいい、そして子育て教育の振興策がいいということからこのような希望があると思いますが、やはり子どもはわが国が少子高齢化、減少人口が続く中で、やはり将来を担う子どもとして、世界で戦っていく、世界で日本が残っていくためには、やはり子どもたちの子育て教育をしっかりしていかなければならないということを強く私は認識をしています。

そういった中で、今お尋ねのように本村における子どもの遊び広場というのは、村政座談会等でも本当に多く意見が出ておりました。私もこのことは本当に必要だなということを思っておりますが、今まで行政として本当にそのような声に対して対応したのかというと本気でやっていないかなという反省もしているところでございます。そういったことで、今現状、世の中の現状を考えたときに大型公園というのは、やっぱり管理上、財政的にもちょっと山江村では無理しますから、できれば地域、集落、団地ごとに山江型のミニ子どもの遊び場公園、ちょっとした遊具を置いて、できる山江型のあれを設置したらどうかと。それもこれから高齢化がどんどん進みますから、実は平成25年度からもう一斉消毒が役割を終りました。上下水道を完備して、それぞれの区でも消毒は要らないという要望で山江が最後まで残っていましたが、平成24年度から一斉消毒はやめましたけれども平成25年度からこの衛生組合長の役割は終わったのではなかろうかと。今後は村民の方が健康で病気をせず、病気の早期発見、早期治療のために健康推進員を区長代理と兼務でしていただきたいということで考えています。ですから地域のお年寄り、高齢者が、例えば孫を連れて行って、そのミニ広場で自分も運動をすることができる。孫たちも砂とかちょっとした遊具で遊ぶことができるというふうなことを皆さんとともに話し合って、何かこう集落地域、団地ごとに何かできないかなということを検討させていただくような構想を立ててみたいと思いますので、その節は是非よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは、万江のほうに新城内団地ですかね、が10戸分今度完成しております。またそれを含めると全体では181戸ですかね、という村営住宅もあり、やっぱり子育て中の若いお母さん方もそれぞれそういったところも入居されて、一般住宅にもおられます。そういったことで小さい山江型のミニ公園でしかね、そういったことの検討もよろしくお願いいたしますと思いますが、村内に最低限1カ所ぐらい、何か駐車場がある程度付いた、子どもをお母さんに限りませんが、お父さん方が連れて来て、遊ばせると。これはもう事実、人吉圏でも村山公園とかいっぱいありますけど、まだほかにもありますけど、かなり小さい子ども連れさんがおられて、もう、まだ歩けない子どもがはってされくという、そういったことでもう伸び伸びとして見えます。そういったこともありますので、是非前向きに検討していただければと思っております。

次に、村税についてということで通告をしております。今回の平成25年度予算において固定資産税の現年度課税分の予算額が前年比で減額計上となっております。何が原因となっているのか、また私は減額するより、逆に徴収率を1%でも上

げて増額するということのほう、そういったやり方が適当なんじゃないかと思っております。考えて見ましたら見込み調定額の、例えば94.5%かけて現年度調定額が出るのではないかと思っておりますが、事実、今までの決算を見てみますと2、300万円は最終的には増えております。増えておるということは大変いいことですので、そういったことも考えてみたときにどういった要因があったのかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野税務課長。

○税務課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。固定資産税は土地、家屋、償却資産を所有している人がその所在する市町村に納める税金であります。ご質問の当初予算の減税課税分が前年度比で減額計上となっている原因ということでございますけれども、まず平成24年度の当初予算につきましては、平成23年度の調定額を算定基礎として算出し、計上しております。また平成25年度の当初予算につきましても同様に平成24年度の調定額により、算出しておりますが、平成24年度課税分につきましては、3年ごとの評価替えを行っております。この評価替えによりまして、土地につきましては、基準地価格の下落によりまして、それから家屋につきましては、年数経過によりましてどちらも評価額が下がっております。この評価額をもとに税額を算出しましたところ、土地につきましては、地籍調査後の新面積課税により増額をしております。しかし、家屋の年数経過によります減額のほうが大きい状況であります。また償却資産につきましては、申告により資産の増加等が見受けられまして増額をしている状況でございます。この3つを固定資産税額のトータルとして算出し、前年度と比較しましたところ30万円程度減額となっておりますので、平成25年度当初予算の現年課税分を前年度より30万円減額して計上しております。しかしながら徴収につきましては、現年課税分を優先して充当していきたいというふうに思っております。先ほど申されましたパーセントにつきましても同額のパーセントで算出しておりますので、今後上回るように徴収のほう、しっかり頑張りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 徴収事務についても山江、相良、五木、人吉、また県による併任徴収ですかね、取り入れておられまして、収納率も見ましても担当課の頑張りがありまして、平成21年、平成22、平成23年と徴収率がアップしております。ちなみに平成21年度は徴収率が96%、あと若干はしたがありますけど平成22年度は96.8%、平成23年度は97.7%というふうに、平成24年度はまだ出ておりませんので、そういったことで徴収率がアップしているということは、大変

その担当課、担当課長はじめ担当課が頑張ったものだと思っております。そんなこともありまして質問したわけですけど、今回はそういうことでしょうか、また次の年度からは現年の分をずっと低く見るんじゃないくて、例えば1億円あったら95%なら9,500万円ですよ、97%で見たら9,700万円となりますので、そういったところを考慮していただきたいと思います。村税については以上で終わります。

次に、奨学金貸付けについて通告をしております。平成25年度山江村奨学金貸付けの募集が1月4日から3月29日までの期間でやまへ広報及びケーブルテレビ等で募集がされております。山江村の奨学金は貸付金条例に基づきまして、本村の優秀なる学童にして経済的理由により就学困難なる者に対し、育英的資金を貸付け、郷土愛に燃え、地域社会の発展と福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的として昭和41年に施行され、現在まで多くの方が利用され、十分な目的を果たしているものと思います。そこで、貸付け状況等についてお尋ねします。まず、貸付け者の決定はどのような基準で行われているのかお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして答えさせていただきます。決定基準につきましては、先ほど議員が言われましたとおり、優秀な学徒、経済的な理由ということで、主に申請がありましてから総合的な判断を加えながら真に奨学生と適当に認める者と決定させていただきますけど、選考に当たりましては山江村奨学生選考委員会のほうで選考いただき、最終的には県教育委員会のほうで決定させていただいております。学業等につきましては、成績等につきまして、出身の学校長からの推薦、また現在通学中の学校からの推薦書がついておりますので、これはこれで良しと認めております。判断基準のほとんどが経済的な理由ということでなされますので、その保護者、世帯等の収入の上限の判断としましては、独立行政法人日本学生支援機構というのがございまして、こちらのほうの奨学金の貸付け、第1種、これは無利息の貸付けでございますけど、これを参考にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） はい、わかりました。優秀な学童、私は生徒、学生さんは私の感覚でいくと全員優秀であると思っております。いろんな面で、そういったふうに私は思っておりますので、基金が許す範囲内であれば、できるだけ全員に貸付けていただければと私個人としては思っております。よろしくお願いいたします。

次に、平成25年度予定されている貸付件数、これは申し込みが出ないとわかり

ませんでしょうが、継続も含めた達成金額についてお尋ねいたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、平成25年度の貸付けにつきましてお答えさせていただきます。先ほど議員が申されたとおり、今月中を申込期間としております。現在、数名の方からの問い合わせ、提出等があっておりまして、国公立大学の後期の発表が今月の21日以降ですので、来週以降からの申請が増えるかなと想定しております。平成25年度としましては10件程度で年360万円以内、継続の貸付けへの方13名いらっしゃいまして、これが420万円で、合わせまして23名程度で780万円以内を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは、現在の返済中の件数と未納状況についてもお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） 現在の滞納、未納状況について説明させていただきます。償還を過ぎました、いわゆる滞納件数は9件でございまして、償還残のほうは22万4,000円です。償還期間内、こちらのほうを未納と言っておりますけど、こちらのほうは57件で3カ月以上遅れる方が10名ほどいらっしゃいます。償還のほうにつきまして、平成24年度のことですけど、予定よりもご理解等いただきまして、平成24年度は結構未納の方からの償還がありまして、平成25年度の基金のほうが予算計上しなくてもいい結果が出ております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 今回の議会に奨学金貸付条例の一部改正が上程されております。これは、就学終了後8年以内となっているのを就学終了後6カ月後の8年以内という改正でありまして、6カ月の猶予を持たせてということで償還しやすくなっていくもので、6カ月ちょうど働き出して金入りがあると思いますので、その6カ月間の猶予というのは大変返還する人にもいいんじゃないかと思っております。少し遅れ気味の方とか滞納、返還期間中の滞納者の方もそういったことで若干は減るんじゃないかと思っておりますので、そういったことで奨学金貸付条例の一部改正がそういったことであるということを伝えておきます。それと滞納者に対する徴収方法ですね、どういった方法、なかなか本人さんが近くにおられないということで、会いたくても会えないとか、電話とか、文書ですかね、そういったことでできないと思いますが、どういった方法でやってられるのか、また連帯保証人さ

んたちもおられると思いますので、そういったのを含めまして方法等をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） 滞納者に対する徴収方法ということで、議員が言われましたとおり、本人及び連帯保証人の方へ文書、並びに電話等によりまして納入の依頼を行っております。おかげさまを持ちまして、少額ずつでございますけどご理解いただきながら本人、また連帯保証人の方からの返済がなされている現状でございます。本来ならば本人が返すべき奨学金でございますけど、保護者の方の返済とか、たまにはご兄弟の方からの返済もあっていることも申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 滞納は、特に、あと借りたいとか、そういったことの財源に直接影響してきますので、なかなか滞納の徴収というのは、税務課の方々が得意でしょうけど、なかなか難しい点もありますのでですね。しかし、これはそれをほっとくわけにはいきませんので、よろしく願いいたしたいと思います。例えば、もう連帯保証人さんにも、もうどうしても入らないのは当然やっておられると思いますが、自信持って請求してほしいと思います。それでは、現在までの延べ貸付件数等についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 中山教育課長。

○教育課長（中山久男君） それでは、ただいまの件につきまして答えさせていただきます。述べ件数でございます。大変申しわけございませんですけど、資料のほう昭和62年からしかございませんので、こちらのほうで答えさせていただきたいと思います。途中の辞退者も含めまして平成24年度まで216名となっております。貸付けが昭和41年から始まっておりますので、毎年の貸付額から想定しますとこの47年間で250、260名の方が貸付けを受けておられると思います。資料がないということで申しわけございませんけども想定で答えさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 今まで250から260名程度が利用されているということでございますが、47年の歴史が、うちの奨学金制度にはあります。平等で透明な運用によりまして、これから先も多くの方が安心して利用いただきますよう、お願いいたしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、7番議員、原先利且議員より1、災害発生地区等の情報

収集について、２、クライנגアルテン入居状況について、の通告が出ております。
原先利且議員の質問を許します。７番、原先利且議員。

原先利且君の一般質問

○７番（原先利且君）　７番議員、原先が２点お尋ねをいたします。今年の冬は青森県北海道の大雪が、九州は偏西風による中国からの黄砂に加え、PM2.5の有害物質の飛来、また風雨災害等、自然界の脅威には太刀打ちできません。さて、村内を走る県道、村道沿いの山は急峻で大小さまざまな坂が多く、ひとたび大雨等がくると土砂の崩落で通行不能を招く恐れが予想されます。もし、う回路のない尾崎地区、万江の尾寄崎、白岳の上流地区で災害が発生したら区の三役だけでは現場の状況を把握するのは無理だろうと思われれます。そこで孤立が予想される地区ごとに連絡員を置かれたら迅速な対応、対策が打てるのではないかと、また連絡員を置くことによって住民の不安解消につながり、役場との情報交換がスムーズにいくのではないのでしょうか。連絡員の設置は考えておられますか。

○議長（松本佳久君）　高田総務課長。

○総務課長（高田良介君）　それでは、原先議員の一般質問に対してご回答いたします。一昨年の３月１１日に発生しました東日本大震災や昨年７月の九州北部豪雨など近年では従来の概念を超えた自然災害が毎年のように発生しております。特に昨年の九州北部豪雨におきましても、本村におきましても万江地区を中心に甚大な被害が発生しております。万江川の氾濫によります床上浸水や土砂崩れ等によります交通網の寸断、住民生活に多大なる支障を来すとともに災害復旧や安否確認などにも影響を及ぼしました。特に近年の豪雨におきましては、地域だけの豪雨でございまして、いわゆるゲリラ豪雨というような言葉が使われておりますが、山田地区で降っていても万江地区では降ってなかったり、またその逆ということもしばしば発生しております。大雨警報発令時におきましては、役場職員を輪番制で待機させながら情報収集に当たっております。また消防団や地元区長さん等にも連絡を行いながら防災行政無線におきまして注意を行っているような状況でございします。それから議員ご指摘の、う回路のない地区での災害発生につきましては、住民の避難の有無や災害の規模等の情報収集が困難になることが予想されます。集落への連絡員の配置というようなことでございしますので、大雨等によります河川、それから山林の状況や万が一の災害発生などの情報収集には非常に役立つ手段でもありますので、早急に協議を行っていきたいと思います。それから、また衛星携帯電話などの非常用通信手段の整備も検討していきたいと考えております。全体的に防災、減災対策

に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○7番（原先利且君） 連絡員の方は行動できる体力の持ち主、そして現場の状況を読める方が望ましいと思われますので、よろしくお願いいたします。

次、クライנגアルテンほたるの荘についてお尋ねをいたします。万江屋形に建っております3棟のほたるの荘の平成24年度入居者の状況と入居者募集のPRはどのようなとなっておりますでしょうか。

○議長（松本佳久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。質問のほたるの荘は平成19年度元気な地域づくり交付金事業によりまして、都市と農村の交流を促進する施設、農林業の活性化を図る施設として木のふれあい館横に3棟設置されております。施設使用の募集につきましては、役場ホームページ、新聞広告による募集を行っておりますが、当時は他県に施設が少なかったクライングアルテンとしての募集ということもあり、平成19年度当初の希望者は10名と多く、書類面接等により選考をしております。内容につきましては、3棟とも長期の1年契約で最長5年まで更新できるということで当初計画をしております。その後、国の指導によりまして、平成21年度から都市と農村の交流を促進する施設として再延長の期間を5年から3年に変更し、利用されてきましたが、3棟のうち2棟が平成24年6月末で期間満了となっております。この期間満了の2棟につきましては、平成24年4月から5月にかけて、今まで応募された方への個別案内に合わせ新聞、役場ホームページで募集をしております。募集の結果につきましては、問い合わせをされて、下見もされた方もありましたが、契約に至っていない状況です。その後の募集につきましては、7月の集中豪雨による災害により、万江川上流のほうにABC3棟建っておりますが、C棟の河川側の法面が災害に遭っており、利用できる状況ではないということで募集については復旧後としておりましたので、昨年7月以降2棟が空いているような状況でございます。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○7番（原先利且君） 災害の状況で2棟は空き家にしておいたということありますが、昨今の世の中の状況では、裕福な方でも年間の家賃を一括納入となれば、よほど田舎暮らしに興味のある方以外、警戒されるのではないのでしょうか。また、ほたるの荘は使用目的が公営住宅と違い借家として扱うのはできないと思われます。そこで、年間の家賃を下げてでも入居者を確保することは考えられませんか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） クラインガルテンほたるの荘についてご説明、お答えさせていただきます。今課長が申し上げましたとおり、この施設は平成19年度に都市住民が自然豊かに地域に滞在し、市民農園にいそしみながら地域住民と交流を図ることを目的として建設をされました。当初は5年間の契約の入居でありましたが、会計検査からクラインガルテンの趣旨に沿わないと、名前を変えなさいという会計検査員からの指摘があって、山江村多目的交流促進施設ほたるの荘として、契約入居も3年間に短縮して契約を結び直しました。建設当時は都市住民による自然豊かなところで疲れを癒す、余暇を楽しむなどのブームが高まっていたときでもあり、そして都市住民の豊かなライフスタイルと地域住民との交流を求めて希望者も多くありました。しかし、時代、社会の変化と不況、不景気の世相、また地元住民の社会生活、地元住民の生活実態と都市住民との生活スタイルの相違、集落社会との連携の不足、一番課題なのは都市住民のニーズからの隔絶、そして、また地元住民からの隔絶、これを解決しなければ一時的な最初のムードから一気に冷えてしまったと。この解決をしなければ地域の住民を巻き込んでの活性化にはつながらないという危惧が出てまいりました。そして、その中で昨年夏集中豪雨によって河川災害によってC棟の宅地が崩落しました。春、それから秋、冬、非常に自然豊かなところで快適な余暇を楽しむ人が多かったんですけれども、やっぱり災害があると大丈夫なんだろうかと、大震災からですね、非常にそういうこともあるもんですから、改めて施設の安全整備を再度点検、整備し、入居者の募集を、特に北九州、福岡を中心に今マスメディア、新聞等を使って募集をいたしているところでございます。今後、このようなことも踏まえて持続可能にこの施設をしていくためには、まず、1点は地域にできれば最終的には定住していただく、そして、地元でお暮らしをしていただくなどの対策とか、あるいはお尋ねのように月4万円、年間48万円、家持っていない方が来られるわけですから非常に景気がいいときには50万円近いのを払いますけれども、なかなかこのように不景気になってくるとそこまで出して果たして魅力があるのかということもございますので、やはりこの使用料がちょっと高すぎるということも耳に届いていますので、このようなこともいろいろ皆様方と協議して、やはり山江にできたこの3棟を持続して地域のためになる施設として活用していくことが一番でございますから、今、質議いただいていますようなことも解決しながらこのほたるの荘について考えてまいりたいと思います。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○7番（原先利且君） ほたるの荘は田舎暮らしを親しんで、地域に溶け込み、そして村を知っていただき、定住してもらうというのが目的だったろうと思うんです。そこで空き家として放置することは税金の無駄遣いであり、家としても風の入替え

をしないと傷みも早くなりますので、平成25年度は空き家のない対策をお願いいたしまして質問を終わります。

—————○—————

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明日3月15日は午前10時より、質疑、討論、採決、閉会の予定となっておりますので、よろしくお願いします。本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後0時02分

第 3 号

3 月 1 5 日 (金)

平成25年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

平成25年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告 |
| 日程第 2 | 発委第 1 号 | 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 3 | 発委第 2 号 | 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 号 | 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 2 号 | 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 3 号 | 山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 1 4 号 | 山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 5 号 | 山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 1 6 号 | 山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 1 7 号 | 「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 1 8 号 | 山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 1 9 号 | 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 2 0 号 | 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 14 議案第 21 号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 22 号 山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 23 号 山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 24 号 村道路線の廃止について
- 日程第 18 議案第 25 号 村道路線の認定について
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 25 年度山江村一般会計予算
- 日程第 20 議案第 27 号 平成 25 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 25 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第 22 議案第 29 号 平成 25 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 23 議案第 30 号 平成 25 年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第 24 議案第 31 号 平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第 25 議案第 32 号 平成 25 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第 26 議案第 33 号 平成 25 年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算
- 日程第 27 議員派遣の件
- 日程第 28 閉会中の継続審査の申出書（議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9 名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 西 孝 恒 君 | 2 番 谷 口 予志之 君 |
| 3 番 中 竹 耕一郎 君 | 4 番 岩 山 正 義 君 |
| 5 番 田 原 龍太郎 君 | 6 番 秋 丸 安 弘 君 |
| 7 番 原 先 利 且 君 | 8 番 松 本 佳 久 君 |
| 9 番 山 本 義 隆 君 | 10 番 欠 員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 北 田 愛 介 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 横 谷 巡 君 教 育 長 大 平 和 明 君
 総 務 課 長 高 田 良 介 君 税 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君

産業振興課長
建設課長
会計管理者
総務課
企画政策係長

豊永知満君
白川俊博君
福山浩君
今村禎志君

健康福祉課長
教育課長
農業委員会
事務局長

山口美敏君
中山久男君
木下久人君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は９名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第９の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則第５３条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。また、会議規則第５４条（同一議題の質疑の回数３回）の規定と同規則第５５条（発言時間の制限６０分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、３回を超える場合は第５４条但し書きを適用し、これを許します。質疑に対する執行部の答弁については、簡潔明瞭、わかりやすく発言していただきますようお願いします。なお、特定の個人名や企業名を発言されることについては、特に注意していただきますよう、これもお願いしたいと思います。また、議員の活動を制限するような発言についても注意して発言されるように望みます。

—————○—————

日程第１ 報告第１号 株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会
中間報告

○議長（松本佳久君） それでは、日程第１、報告第１号、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告についてを議題とし、質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１、報告第１号、株式会社「やまえ」の経営支援に関する調査検討特別委員会中間報告については委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２ 発委第１号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（松本佳久君） それでは、日程第２、発委第１号、山江村議会会議規則の一部

を改正する規則の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、発委第1号、山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 発委第2号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、発委第2号、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、発委第2号、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第11号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第11号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第４、議案第１１号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第５ 議案第１２号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第５、議案第１２号山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第５、議案第１２号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第６ 議案第１３号 山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第６、議案第１３号、山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第13号、山江村が管理する村道の構造の技術的基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第14号 山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第14号、山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第14号、山江村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第15号 山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第15号、山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 8、議案第 15 号、山江村水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 9 議案第 16 号 山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 9、議案第 16 号、山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 16 号、山江村農林産物集出荷貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 10 議案第 17 号 「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 10、議案第 17 号、「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１０、議案第１７号、「ふれあいパークみのぼる」の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１１ 議案第１８号 山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１１、議案第１８号、山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１１、議案第１８号、山江村アグリセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１２ 議案第１９号 万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１２、議案第１９号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１２、議案第１９号、万江コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 議案第２０号 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１３、議案第２０号、山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１３、議案第２０号、山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１４ 議案第２１号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１４、議案第２１号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１４、議案第２１号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 15 議案第 22 号 山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 15、議案第 22 号、山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 15、議案第 22 号、山江村奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 16 議案第 23 号 山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 16、議案第 23 号、山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 16、議案第 23 号、山江村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 17 議案第 24 号 村道路線の廃止について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 17、議案第 24 号、山村道路線の廃止について

を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第17、議案第24号、村道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第25号 村道路線の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第18、議案第25号、村道路線の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第18、議案第25号、村道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第26号 平成25年度山江村一般会計予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第19、議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） おはようございます。では、議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算につきまして質疑をさせていただきます。まず、13ページをお願いしたいと思います。収入のところです。ここに地方交付税が7,500万円計上してありますが、地方交付税につきましては、特別の事情によりまして、特別に交付されるわけですが、今回7,500万円計上してありますが、これは確実に歳入の見込みがあるかないか、まずお尋ねします。それから18ページの中の

総務費国庫補助金の中に元氣臨時交付金というのがあります、財源ですね。これはどういった性格の交付金なのか、そして今回は平成25年度はどの事業の財源として使われているのかをお尋ねしたいと思います。それから33ページの歳出の中に役務費の中に携帯電話36万円計上されておりますが、何台あってどのようにしてだれが使うためにあるのか、まず、そこをお尋ねしたいと思います。それからもう1点だけ、40ページの中の企画情報費の中の委託料、それから使用料及び賃借料の中で、今回電算システムの入替えがされますが、その電算システムの機器関係コンピュータの機器補修料の委託料の内訳、恐らく入れ替えされて切り替えが9月だと聞いておりますが、それまでの負担の割り振りを、積算の負担割り振りを教えていただきたいと思います。それと合わせ、その使用についても同じであります。

以上ですが、よろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） おはようございます。最初に地方交付税でございますけど、地方交付税につきましては、特別交付税の7,500万円の問題になると思いますが、これにつきましても国のほうからは全体で2.2%減というようなことが報告されておりますが、ほとんどのものにつきましては、前年度の金額に応じた金額としまして、特に特別交付税につきましては、今までの1億1,000万円程度来ておりますので、その7割程度を計上しております。7,500万円というようなことで数字はなるかと思えます。

次の18ページの元氣な交付金でございますが、700万円でございます、計画しております6事業の基本額が4,210万円でありまして、その7割に当たります2,947万円程度が社会資本整備の交付金でございます。これを差し引きまして1,263万円が地方負担になりますが、その差し引き分の約8割700万円を計上しております。交付税の額が確定していない状況もございますので、残額を満額計上しませず、8割程度を計上したものでございまして、この700万円の充当先としましては、村道上の段線の工事請負費に充当しております。

続きまして33ページの携帯電話の件でございますけど、これにつきましては、防災、また税務等々の徴収等に利用するようなことで考えておりまして、3台分を考えております。

次に、41ページでございますが、機器関係のコンピュータ機器の補修料のことではございましたが、A者のほうに540万円程度、それからB者のほうに750万円程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 交付税につきましては、わかりました。それから元氣臨時交付金、これは道路の財源として使われるということですが、歳入は総務費で入っているのでどこに入っているのかなと思ひまして、その辺がちょっとよくわからなかったもんですから。総務費国庫補助金で道路の改良に使われる財源だということですか。その件ともう1点は、40ページの使用料、賃借料について、ちょっと説明がなかったんで、そのほうもお願いします。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 元氣な交付金につきましては、一応、総務課の方で受け皿といいますか、収入はしながら計上して、先ほど申しました建設課の道路改良上の段線のほうに仕向けております。それと使用料につきましては、パッケージ使用料につきましては、A者のほうに310万3,000円程度です。上のほうの機器のリース料2,070万9,000円につきましては、B者のほうのパッケージを含むものとしまして2,079万円を計上しているものでございまして、特に昨日から話があっておりますように1億2,400万2,000円に対します初年度分のリース料というようなことで計上しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） わかりました。じゃ、元氣臨時交付金の財源については、道路の新設改良費に使われるということと理解をしいんですね。それから40ページの企画情報費関係ですが、昨日もちょっと質問させていただきましたけども、これあわせると約3,667万2,000円、この計上でいきますとなっておりますんですが、実際は2,840万円ぐらいしかいらぬような計算ですよ、契約額で行けばですね。その辺が820万円増えているのは、何か特別な理由があるのか、その辺をお尋ねしたかったんですが、最後にそれだけ。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） これにつきましては、住基ネットの改修で、ちょうど5年になりますので、今回が改修時期というようなことでございますので、その分を計上しております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） なぜ、改修てどういう意味ですか、よくわからなかったです。最後です。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） 住基ネットの更改ていいですか、新たに改める全国一律に更改の時期になっておりますので、さらなる改めるというような言葉であります、住基ネットの更改というようなことで計上されております。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 最後になりますが、住基ネットもこれに入っているわけですか。住民基本台帳も。

○議長（松本佳久君） 高田総務課長。

○総務課長（高田良介君） ちょうど5年のサイクルで回って来るものですから、今回更改するわけでございまして、住基ネットまで含んだところの金額でございます。

○3番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。6番、秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） おはようございます。議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算書、78ページでございますけど、今回林業振興費として、節のほうで15番、工事請負費として650万円ほど計上されておりますが、これは尾崎地区う回路作業道開設工事となっておりますが、前回といいますか、平成23年9月議会で陳情書が出てまいりまして、経済建設常任委員会に付託されまして、そのとき一応報告をしたんですけども、今回、また、う回路作業道開設工事として上がっておりますが、そのときの附帯意見といたしまして、県道相良人吉線う回路整備に関する陳情については、採択するものと決定いたしました。形成が急峻であり、う回路整備後の通行に安全を確保する必要があるということから路線の選定について十分検討されたしと附帯意見として出しております。出しておりましたが、今回も全然検討されずに前の路線同様に計画されて、林道としてう回路作業道として、う回路が計上されております。作業道としてされた場合が一般車両は通行はたぶんできないはずですよ。これのう回路として補助事業で650万円も計上して今回予算書に上がっていますけど、この経緯について説明をお願いします。

○議長（松本佳久君） 豊永産業振興課長。

○産業振興課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。先ほど議員が説明されましたように、これは平成23年地域のほうから陳情書のほうが上げられております。椎谷地区上流の災害、それから県道の改良工事に伴う通行止めによる支障をなくすためのう回路を起点、終点を指定されまして陳情されておるところでありますけども、6月定例議会におきまして経済建設常任委員会に付託され、9月議会の定例会で採択されておりますが、先ほどありましたように附帯意見として路線が急峻であると、それから維持コストを考慮した路線をとということでありました。それに加えて、県道計画との関連も含めて検討することとされたわけですが、この附帯意見をおきまして地域の要望、県道の改良の進捗状況、それから維持コスト面を考慮いたしまして路線のほうを見直しております。要木から高觸に変更しておりますけども、これにつきましては、陳情書が出ましてから23、24年度でお

きまして、県道改良工事のほうが高觸地区の山の神ですね、そこまで改良が進んで
るということでう回路の距離が短くなること、それから県道改良工事に伴い、道路
幅が広くなり、改良されたところにつきましては、災害も起きにくくなるというこ
とから変更をしております。災害時の事故に対するということですけども、これに
つきましては、う回路とすることによりまして、当然山江村が維持管理するという
ことになりますので、村が管理するということであれば、これは全国町村会の総合
賠償保険のほうで対応できるということになりますので、今回そういった理由から
ですね、コスト面、それから安全面も一応考えまして路線を変更しております。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 今、安全面に考慮してと言われましたけども、私たちが見た感
じでも全然まだ安全性に問題があると思いますので、今後まだまだ検討して、より
安全な対策をとっていただきたいと思います。それともう1点、同じページでござ
いますけども、節の19負担金及び交付金についてでございます。これにつきまし
て、林業従事者社会保障充実事業補助金として600万円計上されていますけど
も、この負担金として林業従事者だけがいい思いといいますか、優遇されている
状態で、今農業及び商業関係は大変厳しい状況でございます。したがって林業だけ
に社会保障の補助事業として用いるのは不公平ではないかと思えますけど、この件
についてお伺いしたいと思えます。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） 2点お答えいたします。建設的な私はご意見として承っており
ます。まず尾崎地区のう回路、これは県道相良人吉線1本しかありませんので、非
常に住民が長年困難を極めてきたという、県道がゆえに改良がなされない、県道で
すから区間が非常に短い距離で何年もかかると。今のペースでいったならば恐らく
尾崎地区に改良でいくなれば十数年、20年かかるだろうと。しかし、そのときに
立派な道が通ったときに、そこの高齢者ばかりですから、そのときにその地区の人
たちは恩恵にこうむらないようなことも考えられると。そして、また、今異常気
象、九州北部豪雨があったように異常気象が起きたときのう回路を考えたときに、
やはり、これはう回路をつくらないといけないと。そのところが今まで尾崎地区
のことを要望がありながら対策が県道がゆえになされていなかったのではなかろう
かと。ほかの集落はほとんどう回路があります。ただ尾崎地区はう回路がないとい
うことから、これは喫緊の課題としてということで、議会の皆様も現地等を見てい
ただいて、安心・安全・利便性、離島の道をつくってくださいというようなご提案
をいただいているところでございます。今回は、今担当課長が申し上げましたけれども
私自身もせっかく尾崎地区の住民のためにう回路をつくるのならば林道がいいの

か、村道がいいのか、あるいは安価な作業路がいいのか、安心・安全面を考えてもう一度議員の皆様と現地を確認、精査するなり、地元住民の要望をしっかりと聞いて、地域住民が求めている路線を今後決定するように予算は計上しているもののしばらくこの執行は見合わせて、そしてしっかりとした地域住民が喜ぶ、安心・安全な道路づくりに努めてまいりたいと思います。

そして、２点目の林業従事者への社会保障関係ですけど、今ですね、本当に山江村は林業の村です。林業の急峻な現場で伐採する、チェーンソーを使う、林業機械を使う、人がこのままでは数年で壊滅します。終戦後植栽しました山が５０年過ぎて立派な木が、成熟した木がありますけれども、それを生産する人がいない。本村にも４社ほど民間の人が４、５人雇用して林業を生産を営んでおりましたけれども、やはり３Ｋ、危険、きつい、苦しい、言葉は悪いですけども汚いとか、非常に林業世界の厳しさから、けがをされて３社がもう辞められました。あと１社ですけども１社も大手企業の下請けとしてされますから、なかなか村の行事には辞退されると、お願いしても辞退されるということから森林組合を中心とした林業生産現場にお願いしようとしても、なかなか若手育成、後継者をしたいけれども今の林業価格の低迷、林業で働かれる方の賃金だけでは、もう恐らくされる方はいないだろうという喫緊の課題としてとらえました。もちろん林業されている団体、森林組合等に意見を聞いたところが一番大事なのは、やはり一番最先端で木材を切る、搬出するところの、これを確保しないと今後林業はどうだろうかということでしたから、これは林業の福利厚生を少し村で一部助成したらどうかなということで、今回担当課のほうでまとめて提案したものの、今、秋丸議員がご指摘のとおり、山江村でも農林商工業さまざまな分野があります。その中で林業にだけ部分的に多額の社会保障制度というのはどうかということです、私はやはり農商工と比べて、林業の場合は本当に危険、現場が。そういうことから社会保障制度の中で一番大事なものは、例えば社会保険とか厚生年金等はみてありますけども、この件は公平なバランスからどうかなと、だったら一番けがする率のある労災、雇用、あるいは退職ぐらいに絞って、もう少し減額するなり、あるいは現場が本当にこれでよかったと喜ばれる林業振興ができるような社会保障制度に、これも十分また精査しながらですね、その精査したのを皆さんに目を通していただいて、それから実施できたらなと思っております。いずれにしても現場サイドを考えたありがたいご提案と承っております。ありがとうございます。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘君。

○６番（秋丸安弘君） 大変ありがとうございます。今後とも十分注意されまして村民のために頑張っていただきたいと思います。それでは、質問終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 1点ほど質問させていただきます。2点ですね。先ほど秋丸議員が言われました農業振興のことで尾崎地域のう回路の件なんですけども、やはり10年も20年もかかると、県道の改良にかかるということでは、やはり村民の方も大変だと思っておりますが、今の進行状況からいって、やはり何年かはだぶってくるんじゃないかなと思っております。しかし、私は消防団のほうから考えて、防災面を考えた場合にも、これはやはり椎谷のほうから、やはりいい道を検討してもらって最初の視察どおりつくってほしいと思っております。これは一応私の意見です。質問は土木費の中で住宅費、住宅建設費、前年度は1億6,000万円と。これは万江のほうに住宅を建設されました。村長の意見の中で今後の計画というのがありましたならば教えてほしいと思っております。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。これは大分前から、やはり山江村のある程度の人口を確保する、定住を図る、そして、できれば若者を多く増やし、子どもも増やし、地域が活性化になること、そしてもう1点は全16区公営住宅がつくって入居者が困りだったら住宅として十分入居希望があるというご意見等を、これは議会の皆さんも、当時の議員の皆さんも入られたと思っておりますが、その中で条件として、まず3区、井手の口も非常に人口が少ないと、そして万江地区も人口が減って活力がないと。そして、もう1つは5区西川内も非常に少ないという、この3地区にどうにか高齢化社会に備えて少しでも若者が入るような住宅をつくってほしいというようなご意見があったことを私も当時職員でございましたけれども記憶しております。その中長期的な考えのもとに井手の口団地、万江住宅をつくりました。今後、やはり財政的な面を見ながら少子高齢の現状を考え、次は第5区あたりのいい土地とかあれば計画をしていきたいと思っております。今回、万江地区に住宅をつくりましたが、やはり若者が入るだけではいけないと。地域のためになる人、中には田原議員が消防団長ですけれども、消防団に入って地域のためにやりたいという人もおりますから入居決定後はそういう人を集めて地域のためになる若者定住、村が住宅をつくっていただいてコミュニティも促進されるし、地域も元気になるというような目的のもとに今後の住宅の政策を計画してまいりたいと考えております。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 今後も計画を進められるということですので、やはり山江村においてもどこもそうなんですけど人口は減って、子どもたちも少なく、山江の場合はですね、子どもは増えておりますけど、将来を見込んで、やはり住宅も必要じ

やないかなと思っておりますので、検討していただきたいと思います。質問終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。4番、岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは、議案第26号について1点だけ質疑させていただきます。実は、昨年健康福祉課より、健康福祉課が実施するサービス事業一覧表ということで、こういった表を各家庭に配っていただきました。内容は生活支援等に係るさまざまなサービス等で福祉相談事業、祝金や助成事業ですね、そういったことが大変わかりやすく一覧表としてまとめて、大変皆さんから好評であります。そこで新年度においても各課に村民の皆さんに直接関係がある補助事業とか助成事業等が計画されていますが、情報が全体に伝わっていない面もございますので、ぜひ村民の皆さんに周知徹底し、活用してもらうために、そういったわかりやすい一覧表ですね、村が考えている。先ほど言いました補助金やら助成事業、そういったことを作成して各家庭に配付してもらえたらと思いますが、村長はどう考えておられますか。

○議長（松本佳久君） 横谷村長。

○村長（横谷 巡君） お答えいたします。やはり、今の実態、住民にどういった制度、どういった補助等があるかというのを末端まで知らせるのが、私たち行政の役割と思っています。健康福祉課のほうはそういう点を含めて昨年度実施しておりますので、各課連携のもとに総合的な村のものをわかりやすく簡潔にまとめて議会の皆様の予算を可決していただくならば4月間に合うように、そういったことで対応してまいりたいと思っています。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） ありがとうございます。村民たくさんの方が知ってもらうということは、より事業の効果が出ると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 質疑ではありませんが、議員による発言の部分の議事録から取消しをお願いします。と言いますのは、先ほど質疑しました中に若干口を滑らせまして企業名が入っておりましたので、その件について発言の取消しをお願いしたいと思います。議長の取計らいよろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） ただいま中竹議員より、ある企業名のことを話したけれども、これを取消したいということがございましたが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、その部分の発言の取消しについては認めたい
と思います。

○3番（中竹耕一郎君） ありがとうございます。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第19、議案第26号、平成25年度山
江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。しばらくその場にお待ちください。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前10時51分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りします。ただいま、秋丸安弘議員ほか1名から発議第2号が提出されまし
た。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、た
だちに議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 発議第2号

○議長（松本佳久君） 追加日程第1、発議第2号、議案第26号、平成25年度山江
村一般会計予算に対する附帯決議を議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。6
番、秋丸安弘議員。

○議長（松本佳久君） 秋丸安弘議員。

○6番（秋丸安弘君） 発議第2号、平成25年3月15日。山江村村議会議長、松本
佳久様。提出者、山江村議会議員、秋丸安弘。賛成者、山江村議会議員、田原龍太
郎。議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算に対する附帯決議について。

上記議案を別紙のとおり、山江村議会規則第13条の規定により提出します。提出理由、平成25年度山江村一般会計予算林業振興費の執行について、慎重に執行されるよう求めるためでございます。議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算に対する附帯決議。平成25年度山江村一般会計予算林業振興費の工事請負費及び負担金補助及び交付金について工事請負費についてう回路としての機能と通行の安全性が十分確認されるまで、また負担金の補助及び交付金については、補助金の一部内容、制度設計が不明確な部分があることから充実した補助金制度となるまで検討する必要があるので慎重に執行されることを強く求める。平成25年3月15日、山江村議会。報告終わります。

○議長（松本佳久君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第1、発議第2号、議案第26号、平成25年度山江村一般会計予算に対する附帯決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 再開時刻を11時5分といたします。休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

—————○—————

日程第20 議案第27号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第27号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第20、議案第27号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第28号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第21、議案第28号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第21、議案第28号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第29号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第22、議案第29号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） それでは、議案第29号につきまして、1点だけお尋ねしたいと思います。9ページ。目は山江東部クリーンセンター管理費の中の一部であります。委託料に肥料分析業務委託とあります。この業務分析につきましては、毎年しなくてはならないものか、これは法的に決まっているものなのか、それからもう1点は今後のこの利用活用について展望をお尋ねしたいと思います。

以上、2点だけお願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、中竹議員のご質問でございますけれども、現在、山江東部クリーンセンターにつきましては、村内の4つの施設、東部を含めて5施設ですけど、の汚泥を搬入しまして脱水かけて堆肥を生産しております。結

局、堆肥を生産して販売しているという関係上、年に1回の成分分析をしているところでございます。なお、今後につきましては、今販売については、ばらといたしますか、ダンプ等で販売しているところでありまして、確かに個別、袋単位で販売すると、また需要が伸びるかなということも検討しております。それにつきましても今後の汚泥の量にもありますから、今後の課題ということで検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第22、議案第29号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第30号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第23、議案第30号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第23、議案第30号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第31号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２４、議案第３１号、平成２５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第２４、議案第３１号、平成２５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２５ 議案第３２号 平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２５、議案第３２号、平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第２５、議案第３２号、平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２６ 議案第３３号 平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２６、議案第３３号、平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第２６、議案第３３号、平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２７ 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２７、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第１１９条の規定により、議案のとおり、議員派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり、議員派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第２８ 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２８、閉会中の継続審査申出書が議会運営委員会より提出されております。この閉会中の審査申出書は次期議会運営に関する事項を閉会中も継続して審査するものであります。よって、この申出書のとおり、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、申し出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。会議規則第４４条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

お諮りします。これで、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。平成25年第1回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員